

令和4年第1回嬉野市議会定例会会議録

| | | | | | | |
|-----------------------------|----------|-------------------|----|----------|-----------|----|
| 招 集 年 月 日 | 令和4年3月1日 | | | | | |
| 招 集 場 所 | 嬉野市議会議場 | | | | | |
| 開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 | 開議 | 令和4年3月9日 午前10時00分 | | | 議 長 辻 浩 一 | |
| | 延会 | 令和4年3月9日 午後4時44分 | | | 議 長 辻 浩 一 | |
| 応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 |
| | 1番 | 水 山 洋 輔 | 出 | 9番 | 宮 崎 良 平 | 出 |
| | 2番 | 大 串 友 則 | 出 | 10番 | 川 内 聖 二 | 出 |
| | 3番 | 古 川 英 子 | 出 | 11番 | 増 田 朝 子 | 出 |
| | 4番 | 阿 部 愛 子 | 出 | 12番 | 森 田 明 彦 | 出 |
| | 5番 | 山 口 卓 也 | 出 | 13番 | 芦 塚 典 子 | 出 |
| | 6番 | 諸 上 栄 大 | 出 | 14番 | 田 中 政 司 | 出 |
| | 7番 | 諸 井 義 人 | 出 | 15番 | 梶 原 睦 也 | 出 |
| | 8番 | 山 口 虎 太 郎 | 出 | 16番 | 辻 浩 一 | 出 |

| | | | | |
|---|-------------------------|-----------|----------------------|---------|
| 地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名 | 市長 | 村上 大 祐 | 健康づくり課長 | 津 山 光 朗 |
| | 副市長 | 池 田 英 信 | 統括保健師 | 佐 熊 朋 子 |
| | 教育長 | 杉 崎 士 郎 | 子育て未来課長 | 牧 瀬 玲 子 |
| | 行政経営部長 | 永 江 松 吾 | 福 祉 課 長 | 三 根 伸 二 |
| | 総合戦略推進部長 | 三 根 竹 久 | 農業政策課長兼 農業委員会事務局長 | 井 上 章 |
| | 市民福祉部長 | 筒 井 八重美 | 茶業振興課長 | |
| | 産業振興部長 | 中 村 はるみ | 観光商工課長 | 福 田 正 文 |
| | 建設部長 | 井 上 元 昭 | 農林整備課長 | 馬 場 敏 和 |
| | 教育部長 | 大久保 敏 郎 | 建 設 課 長 | 馬 場 孝 宏 |
| | 観光戦略統括監 | 近 藤 光 則 | 新幹線・まちづくり課長 | 松 尾 憲 造 |
| | 総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長 | 太 田 長 寿 | 環境下水道課長 | 植 松 英 樹 |
| | 財政課長 | 山 口 貴 行 | 教育総務課長 | 武 藤 清 子 |
| | 税 務 課 長 | 中 村 忠 太 郎 | 学校教育課長 | |
| | 企画政策課長 | 小 池 和 彦 | 会計管理者兼 会 計 課 長 | |
| | 広報・広聴課長 | 小野原 博 | 監査委員事務局長 | |
| | 文化・スポーツ振興課長 | | 代表監査委員 | |
| | 市 民 課 長 | 馬 郡 裕 美 | | |
| 本会議に職務 のため出席した 者の職氏名 | 議会事務局長 | 白 石 伸 之 | | |
| | | | | |

令和4年第1回嬉野市議会定例会議事日程

令和4年3月9日（水）

本会議第3日目

午前10時 開 議

- 日程第1 発議第3号 ロシアのウクライナ侵略を強く非難し、政府に対し平和的な解決に向け毅然とした対応を求める意見書について
- 日程第2 議案質疑
- 議案第5号 嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例について
- 議案第6号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第15号）
- 議案第11号 令和3年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 令和3年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 令和3年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 令和3年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 令和3年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 令和4年度嬉野市一般会計予算
- 議案第19号 令和4年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 令和4年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和4年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第22号 令和4年度嬉野市下水道事業会計予算
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第23号 令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 嬉野市監査委員の選任について

議案第25号 嬉野市副市長の選任について

議案第26号 嬉野市固定資産評価員の選任について

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

冒頭、執行部より議案の訂正の申出がありますので、これを許可いたします。行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

皆さんおはようございます。私のほうから議案の訂正について御説明いたします。

今回提出しました議案につきまして、数箇所訂正がございましたので、お手元に訂正をお配りさせていただいております。

議案第10号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第15号）の36ページ及び議案第23号 令和4年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）の主要な事業の説明書30ページ、33ページにおいて誤りがありましたので、正誤表のとおり訂正させていただきたいと思っております。御迷惑をおかけしまして申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

日程第1. 発議第3号 ロシアのウクライナ侵略を強く非難し、政府に対し平和的な解決に向け毅然とした対応を求める意見書についてについてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題とした発議第3号につきましては、議員全員が提出者または賛成者です。よって、委員会付託、質疑、討論を省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託、質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

それでは、議案を朗読して提案理由の説明を求めます。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

皆さんおはようございます。それでは、発議第3号 ロシアのウクライナ侵略を強く非難し、政府に対し平和的な解決に向け毅然とした対応を求める意見書の提出について、意見書を朗読して提案理由の説明とさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵略を強く非難し、政府に対し平和的な解決に向け毅然とした対応を求める意見書（案）

去る2月24日、ロシアは、ウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、ウクライナの主権を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の違反であり、国連憲章に反するものである。この事態は、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。どのような国際問題においても、武力行使による解決は断じて認められず、強く非難せざるを得ない。

また、ロシアは、核戦力の使用さえも辞さないと示唆しており、このことはウクライナだけでなく、全世界の脅威であり断じて容認できない。

「非核平和都市宣言」を掲げる嬉野市の議会としては、一刻も早くウクライナの国土が保全され、ウクライナ国民に平穏な日常が取り戻されることを願うものである。

日本政府におかれては、国際社会と緊密に連携をとり、あらゆる平和的な手段を講じ、ロシア軍の即時攻撃停止及び部隊の撤退を実現させ、今後、このような武力侵攻が国際社会で起こらないよう、全力を尽くされることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月9日

佐賀県嬉野市議会

| | | | |
|--------|-----|----|---|
| 衆議院議長 | 細田 | 博之 | 様 |
| 参議院議長 | 山東 | 昭子 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 岸田 | 文雄 | 様 |
| 財務大臣 | 鈴木 | 俊一 | 様 |
| 外務大臣 | 林 | 芳正 | 様 |
| 経済産業大臣 | 萩生田 | 光一 | 様 |
| 防衛大臣 | 岸 | 信夫 | 様 |

このような理由で今回、市議会として意見書を提出するものであります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

発議第3号について採決をします。

発議第3号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第3号 ロシアのウクライナ侵略を強く非難し、政府に対し平和的な解決に向け毅然とした対応を求める意見書についてについては可決をいたしました。

ロシアのウクライナ侵略を強く非難するとともに、日本政府に対し、一刻も早い平和的解決に向け、国際社会と緊密に連携を取り、全力を尽くすことを要請するための意見書を可決いたしました。しかしながら、既に多くの尊い命が無残にも奪われています。我々の、ウクライナ国民に平穏な日常が取り戻されることの願い、祈りを込めて黙祷を捧げたく思います。御賛同していただける方は御起立ください。

それでは、黙祷。

[黙 祷]

黙祷終わります。

それでは、御着席ください。

それでは、議事を再開いたします。

日程第2．議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定より同一議題について3回を超えることはできません。

なお、議案第23号から議案第26号までの4件については通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。これも同様に、質疑は3回を超えることはできません。御注意ください。

それでは、議案第5号 嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例についてについて質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第5号について順次発言を許可いたします。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、議案第5号に関して質疑いたします。

第2条の第1項に「うれしの まるく」という名称が書いてありますが、この名称において質問をいたしますが、この名称の決定に関してどのようにされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

嬉野温泉駅周辺につきましては、これまで官民連携により整備を進めております。市といたしましては、道の駅の部分及び飲食、物販等を担う民間事業者の整備エリア、また、その他の駐車場等の駅周辺、ここ全てを同エリアとして、同エリア、一つのまちとしての名称をつけて発信することで、市民や来訪者からより親しまれるエリア、駅前になると考えております。

道の駅登録部分と駅周辺の部分を一つのエリアと捉えた場合に、民間事業者との連携とい

うものは不可欠でございます。このため、名称につきましても民間事業者との協議、検討という経緯を経て決定をしておるということでございます。

具体的には、来訪者が抱かれる道の駅のイメージと乖離しないネーミングということ、さらに、道の駅が嬉野市の新たなシンボルであるということも示すために地名、「うれしの」という部分を名称には入れております。ただ、県内全てが地名のみの名称となっておりますけど、そうすると、駅前場所のことをどう呼ぶのだということになってまいりますので、道の駅の持つ機能を、柔らかく、かつ印象的に伝えること、この辺を重視しながら協議を行い、決定をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

先ほどの答弁の中で、民間事業所との連携会議において決定したというような状況で御説明をいただきましたけれども、具体的にこれはいつ頃決定していたのか、そこをお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

道の駅自体の登録について協議を国のほうとずっとここ2年ぐらい行っておりましたけれども、名称につきましては昨年末頃、こういった案でいきたいというような形で国との協議、申請を行っていたところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

一般的に名称等々に関しては、考えられるのは公募なりなんなりされた経過もあった中で、今回、特段に民間事業所との会議の中で決定するという方向性を一致されたというような理由、背景を最後に聞きたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

やはり今回の駅周辺整備について一番全体のイメージ等をお持ちだということもござい

ますし、公募をした場合、どういったものが上がってきて、その中に本当に選ぶべきものが出てこなかった場合とか、そういったことも考えられます。

今回、民間事業者につきましては、テレビ関係、メディア関係のところも入っておられますし、専属のコピーライターとか、そういったところも抱えておられますので、そういったところからアイデアを出していただいたということが経緯でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

失礼いたしました。

それでは、第3条の2号の質疑。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、第3条の2号に関して質問をいたします。

条例の中に「交通広場」というような表記がありますけれども、これは具体的にどこを指すのか、教えていただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

まず、第3条のことでいきますと、道の駅のエリアにある交通広場となりますので、西口の交通広場、いわゆるロータリーになります。

第4条のほうで掲げている交通広場につきましては道の駅の登録外の部分ですので、東口のロータリーということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

ありがとうございました。

次、第4号に関して質問させていただきます。

「電気自動車用急速充電施設その他前3号に附帯する施設」というような記載がありますが、具体的にどのような施設を指すのか、教えていただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

具体的には、道の駅の登録範囲内の部分につきましては、手湯や足湯、その他、駅を出てバス停部分にかかっておりますシェルターと、あとは一般的な照明施設ですとか、そういった施設を全てこの部分で表現をさせていただいております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。

第4条のほうに移ってもよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

はい。

○6番（諸上栄大君）続

それでは、第4条4項に関して質問します。

これも「前3号に附帯する施設」というような記載がありますけれども、同じ質問ですけれども、具体的にどのような施設を指すのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

こちらのほうは、道の駅の登録範囲外の部分にあります、東口のほうのシェルターですとか、照明施設等となります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、第12条のほうに移りたいと思えます。使用料についてお伺いたします。

第12条には使用料に関する記載がされておりますけれども、使用料を徴収する理由、目的、また、別表第1に定める額ということで、別表のほう、議案の12ページのほうなんですけれども、各額が定められておりますけれども、どのような手順、また、根拠で決定されたのか。

3点目には、使用料の納付方法はどのようになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

まず、今回この条例を制定することにおいて、ここのエリアが全て行政財産というような取扱いになってまいります。行政財産の使用ということになりますので、原則として使用料を徴収するというようにしております。

続きまして、額の決定につきましては、今回同じような道の駅等のほかのいろんな施設の条例等を見た中で、大体一般的な料金設定というところでほかのところと比較しても変わらないような設定ということにしております。

それと、使用料の納付でございますけれども、ほかの質問でも出ておりますけれども、あくまでも、このエリアは原則として指定管理ということを目指しております。その場合になりましたら、交流センターの窓口のほうでの現金での収受ということを考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。その別表第1の使用料の基準に関しては、ほかの市町を参考にとということに決定したということなんですけれども、この別表のほうを見てまいりますと、区画がおのおの区切っていますけれども、具体的に区画というのは、そこにライン引き、線引き等で振り分けられていくものなのか、それとも、漠然としたというか、そういうふうな対応、方法はどのように考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

こちらのほうは施行規則のほうで定めていくこととはなりますけれども、区画につきましては、原則、キッチンカー1台とか、テント1張りというのを1区画というふうな捉え方を今持っております。

特別に現地に線引きをして分けるということではなくて、エリア内で設置できるような場所について、テント1張り幾ら、キッチンカー1台幾らという徴収の仕方を考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

先ほど1区域というのはテントなりキッチンカーなりということで理解をさせていただきましたけれども、もう一点、1街区という表記がありますけれども、最後にここの説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

合同常任委員会の折に追加で資料を出ささせていただいておりますけれども、最終のページのところに、それぞれ交通広場のエリアとか、観光交流施設のエリア、公園のエリアというような分け方をしています。このエリア分を1街区というような定めをしております。大きなイベント等だと、イベントの実施者が全体を借り上げて、それぞれにマルシェ的なもので配置するとかいった場合の徴収がこのような形になると想定しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

第13条のほうに移らせていただきます。

第1項です。販売手数料に関してなんですけれども、販売手数料のほうもどのような根拠で、手続で決定されたのか、お願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

こちらのほうも使用料のほうの決定と同じような手順を踏まえて、さらに、チャオシルのほうでも同額の設定がございましたので、こういった決め方にしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、第14条のほうに移ります。

使用料及び販売手数料の減免に関してということで記載されておりますが、市長が認めるというときはどのような場合を想定されているのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

こちらのほうも施行規則のほうで詳細にお示しすることとなりますけれども、一般的には、市が主催する行事とか、市が共催等で入る場合のときに減免ということを考えております。

以上です。（「以上です」の声あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

まず、自分もこの道の駅等に関していろいろ資料とかを見て勉強したんですけど、ちょっと勘違いをしまして、国の整備する道の駅のところと、官民連携で飲食、物販、そういったところを含めて道の駅として整備をされているんじゃないかなとずっとつくづく思っていたそういう先入観があって、今回、駅の西口も含めて、西口広場とかも含めて道の駅というふうな範囲と自分もちょっと勘違いをしていました。

この構造を理解するのは、整理するのはなかなか難しかったので、質問するのも若干難しいんですけども、質問の内容としては、まず、第1条として①番、新幹線駅の東口が嬉野温泉駅周辺施設というふうになっていると思うんですけども、それも含めて、駅周辺全体を道の駅等というふうなことで定義をされていますけれども、その理由を伺います。普通の感覚からすると、駅の周辺施設を普通は考えるんですけど、あえて「道の駅等」ということで表現された定義をまず伺います。

②としては、資料をいただいていたんですけども、国の整備範囲、これは国道沿いの駐車場とか、トイレだと思うんですけども、その管理は今後誰になっていくのかというのをまずお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

まず、先ほどの質問でございましたように、ここ、駅周辺を一体として一つの名称、一つのまちとして一般の方に認知していただきたいと。ただ、ルール上はどうしても道の駅の登録のエリア、それ以外というのを明確に区分けが必要ですので、平面図等でお示しをしておりますけれども、一般の来訪者から見ると、この線引きというのは全く見えませんので、駅前是一个のまちとして、まずは名称を含めて認知していただきたいというところがございます。

それと、道の駅の設置条例という部分では、なかなかほかのほうで事例もなかったんですけども、道の駅のみ設置条例となると、残りの公共施設について行政財産化ができなくなるので、今回、道の駅等ということで、周辺施設についても一つの条例で行政財産化するというような手法を取らせていただいております。

それと、道の駅の登録エリアには国の用地も含まれますけれども、こちらは国のほうの施設ですので、条例のほうからは除外をしているということになります。その部分の維持管理につきましては、現在、国土交通省のほうと最終的な協議を行っているところではございますけれども、基本的な光熱水費等につきましては国のほうの負担、日常管理、トイレの清掃であるとか、そういった部分について市のほうにお願いしたいということがございますので、最終的にはそこを整理いたしまして、管理協定を結んで行っていくということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

一つのまちとしての名称ということで理解をしました。そうすると、一つのまちということでは官民連携の飲食、物販、ここも普通の一般的な認知する上では、あそこがむしろ「まるく」なんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺の今後の位置づけというんですかね、呼び名というのはどういうふうになるのかなというのと、トイレの清掃なんかの費用負担というのは国が負担をしていただけるのかというのをまずお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

1つ目の「うれしの まるく」という言葉の使い方になってくると思います。今、観光文化交流センター、観光交流施設として建築を行っている部分につきましても、愛称として、頭にまるくをつけたまるくセンターなのか何か、そういった愛称をつけていきたいなというふうに考えております。

民間事業者さんにつきましても、店舗等を出されるときについても、その「まるく」というのを使ったような名称というのをやっていただけないかということで協議を行っているところです。

国の施設の分の清掃等にかかる費用につきましては、現在まだ協議中となっておりますので、国のほうが費用負担をしていただけるのか、市の負担でやっていくことになるのか、その最終的な決定はまだされておられません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

分かりました。

次、第2条のほうに進みます。名称ということで、先ほどから「まるく」というふうなことが出てきました。どのようなイメージでつけられたのかなど。というのが、以前、私が産業建設常任委員会にいたときに、伊豆ゲートウェイ函南に行きました。それは、要するに伊豆の玄関口ですよというふうな意味がすぐ分かるんですけども、「うれしの まるく」ということで、それが浸透するにはそれをそのまま「うれしの まるく」ということで、嬉野の新幹線の駅前というのがすぐ認知はできないんですけども、今後「うれしの まるく」というのが市民の方に認知していただく必要もあると思うんですけども、「うれしの まるく」にどういうふうな意味が込められているのかなどいうのをまずお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

こちらにつきましても、合同常任委員会の折の追加の説明資料のほうにも掲げておりますけれども、駅周辺に新たな拠点が生まれると。そこに住む人や訪れた人をせわしない日常から開放し、異次元の癒しでまるく——丸いというのと円という、そこをかけた言葉ですね。また、「まるく」につきましては、ドイツ語で市場という意味合いも持っておりますので、そういった機能も兼ね備えた癒しの玄関口ということで名称の決定理由ということにしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

その癒しの玄関口というのがとても分かりやすく、今からそれを全面に出していったほうがいいのか。今から、例えば広場で何かイベントがあるときに、嬉野市の公式な文書としては、「うれしの まるく」の駐車場で何かをしますよというふうなこととか、予算でここら辺の整備をするときに、「うれしの まるく」の整備をしますよと今からずっと出てくると思うんですけども、その認知をいかに今後、市民の方に浸透していくのか。今回、「うれしの まるく」ということで新聞にも出ましたけれども、私たちもこれからそれをずっと使い続けて、まずは市民の方から。それで、来訪者の方も最初は分からないと思えますし、観光情報誌とかも「うれしの まるく」とかって出てきて、それが、新幹線の駅前広場なんだというところがありますよね。玄関口とか、そういうふうなところと結びつくのも

すごく難しいと思うんですけども、そういったところ、今後認知をどうやって高めていくのかなというのを伺いしてもいいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

今回、この設置条例を可決いただきましたら、その時点で正式に「うれしの まるく」という名称になってまいりますので、今後は、いろいろな媒体等を使いながら、市民その他、県外の方まで含めたところで認知度向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

ぜひ、癒しの玄関口というのを前につけるとか、そういった工夫をつけていったほうが分かりやすいと思いますので、ぜひそこは、駅の周辺全体を一つのまちとか、玄関口とか、そういうふうなことを分かりやすくしないと、単なるまちの名称に終わってしまうので、それが新幹線、嬉野のまちの玄関口ですよということをちゃんと結びつけないと分かりにくいのかなというふうに私は思いました。ぜひ、そういったところを工夫しながら行っていただきたいというふうに思います。

次に、第7条に事業を書いてありましたけれども、いずれは指定管理を視野に入れられていると思いますけれども、9月23日からは実際に指定管理を実施されるのか、それとも、市が実施するというふうになればどういうふうに計画をされているのか、そこをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

現在のところ、ここのエリアにつきましては指定管理ということを目指しております。本条例の中でも附則のほうで準備行為として、この条例可決後その手続に入れるということにしておりますので、速やかに公募の手続等を進めていきたいというふうに考えております。

この場合、現地の出来上がり、完成等を見据えながら、指定管理の事業開始日というものも設定をしていきたいというふうに考えております。当然、9月23日より前にスタートをさせたいということで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

そしたら、第17条の指定管理とも一緒に質問になりますけれども、できるだけ早めに指定管理の手続はしたいということで理解してよろしいですね。

そしたら、当面はまだちょっとはっきりと分からないけれども、指定管理になればその指定管理をされるということですよ。

そしたら、指定管理の団体としては、観光交流施設を指定管理されていくのか、官民連携の飲食、物販施設とかあるので、そういったところと連携をされるのか、それとも、観光交流施設だったら観光協会とかいろいろあると思います。あとは、公園整備だったら公園施設を管理するような団体とかもあると思いますけれども、こういったところを考えられているのか、お伺いします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

今回この条例に掲げている施設全てをまとめて指定管理でお願いしたいというふうに考えております。この中で、第7条に掲げている事業等も行っていくということと、市長が常々申し上げております手ぶら観光ですとか、そういったことも担っていただきたいというふうに考えております。また、公園や駐車場等の日常管理、足湯等も管理がかかってきますので、どこかの大きな——大きなと言えばあれですけど——事業者が手を挙げて応募していただければ全てをまかなえるということも考えられますし、いろんな事業者さんがグループとして参加されるというのも検討できるんじゃないかなというふうに考えております。

当然、民間事業者のところとホテル等とも新たな協定等を結んでいただきながら、連携して全体として盛り上げていくような仕組みをつくっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

これは、嬉野市にとっては新幹線駅前の非常に大事なところですので、その管理はしっかり徹底をできるようなところをまず選ぶべきでしょうし、そういったところを徹底してしっかりと、9月23日からできるかどうか分かりませんが、きちんと確実に管理できるように遂行していただきたいと思いますというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

答弁は。

○5番（山口卓也君）続

お願いします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、うちのほうとしては9月23日より前にこれを立ち上げて進めていきたいというふうに考えておりますし、100年に1度の大きな転換期ですので、ここがスタートとして盛り上がるような形でぜひ進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

それでは続きまして、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例についてお尋ねいたします。

全体での質問で道の駅の考え方をお尋ねしますということで通告しておりますけれども、今までの議員の質問の中で答弁もありましたけれども、確認です。

頂いた資料の中でこの道の駅は、嬉野市としては一体型ということでお示しされていらっしやいますけれども、まず、最初から一体型という形で道の駅という構想をされておられましたでしょうかという確認です。

それと、以前に頂きました図面では県道とか多少変わっておりますけれども、そのこのところの変った理由、道の駅の範囲があるんですけれども、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

まず、1点目の一体型として最初から計画していたのかというところがございますけれども、あくまでも嬉野市としては、まずは駅前全体をどのようなイメージで作り上げていくかというところから入りまして、こういう施設を造るに当たっては、当然、駐車場だとか、24時間使えるトイレだとか、そういったものが必要になると。さらに、この場所が国道34号に面した場所であるというところで、国土交通省のほうに計画を持って協議に行ったというところで、いろんな協議を進める中で国としても事業化をしていただいて、一体型ということで登録申請を一緒に行っていきましようというような流れで進んできております。

それと、道の駅の範囲が若干変更になっているところなんですけれども、こちらのほうも国のエリアとか、あと、県道がありますので、県のエリア、その部分を含める含めないとかいうところも、これまでの協議の中で最終的な形として今お示ししているということになります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

一体型という考え方は分かりました。

多少変更があったということでの説明は、県道とか、その変えましたということは、どうして変わったかというのをお尋ねしたいんですけれども、それが1点。

どうして変わったかということと、あと、道の駅というのは、トイレ、駐車場、情報発信施設ということなんですけれども、今回頂いた資料の中では、国の整備範囲の中にも情報施設というのを設置するというので理解してよろしいんでしょうかということが2点目です。

それと3点目なんですけれども、条例というのは、最後に、いついつから施行しますという文言があるんですけれども、この条例の中で今回記載されていない理由をお尋ねいたします。3点。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

まず、1点目の変更の経緯というところなんですけれども、国のほうと、また、登録を受け付ける国のほうの部署、道の駅の登録申請を受け付ける部署の方との協議をさせていただく中で、歩行者とか、車の動線、そういったものを一番重要視されております。そういったところで、国また県との調整の中で最終的な決定に至っているということで御理解いただきたいと思えます。

続きまして情報施設、情報提供につきましては、国のほうで整備されるトイレ、この中にまず情報発信、交通情報及び嬉野市の観光情報というのの掲示を行っていただきます。

それと、市のほうの整備範囲の中では、観光文化交流センターの中で、同じ情報及びさらに市の観光情報というのをもっと強めに出していきたいということで連携をしております。

最後に施行期日、附則のほうで規則で定める日からとしておりますのが、ここの部分の供用開始の状況というものがまだ明確ではないと。そういう部分で、準備が整った段階で規則で施行日を定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

国の道の駅の施設の中で情報発信を、トイレの中で情報を発信するようなことをしますということですね。私は、最初から別に情報発信できる、国の施設の中にそういう施設があるのかなと思っていたので、その確認でした。そして、市としては観光文化交流センターの中で情報発信をしていくということですね。分かりました。

最後の附則のところでの文言なんですけれども、今までも、例えばこれが成立したときから施行しますという文言があるんですが、こういう条例もありかなと思ってお尋ねしたんですけど、その確認をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

まず、1点目の情報発信の部分は、国のほうはトイレでというと何かイメージ的にちょっと違うのかなと思いますけど、トイレを含めた建物を建築されますので、まずそこに入ったところで、ロビーというか、フロアがありますので、その場所でサインージ等で行っていただくということになっております。

それと、条例のつくり方でこういったやり方というのはこれまでもございますし、ほかのところでも事例としてはございます。これは、先に条例の施行日を、例えば4月1日とかで行った場合は、既に施設の予約とか、そういったのを受け付けざるを得なくなっていくと。そういった準備、施設自体がまだできていませんので、そういった意味で、施行日については後に定めるということにしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、第3条についてお尋ねいたします。

第3条に「道の駅に次に掲げる施設を置く。」とございますが、こちらで私が通告しておりますのは、公園はどのように整備されるのかをお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

今回、条例の範囲の中に公園が2か所できることとなります。

1つは、西口の交通広場の前と、あと、交流施設の周辺というのは公園ということになります。この公園につきましては土地区画整理事業を行っている関係で、開発面積の3%に相当するエリアを公園として定めるという開発のルールがございますので、それに基づきましてこの位置に配置しているということになります。

もう一つ、全体的なイメージですけれども、平面図をおつけしておりますように、全体的に芝生広場として整備を行っていくと。いろんなイベント等に対応できるような形をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、大まかに芝生ということですが、例えば、公園だったらベンチとかいろいろあると思うんですが、そういう設置は考えておられませんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

公園ですので、当然ゆっくり休める、ここで飲食を楽しむとか、そういったことを促していきたい場所でもございますので、ベンチ等の設置については、自然に周辺に溶け込むような形で整備を考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

整備は考えておられるということですが、どういうのを設置するかというのは、まだ具体的には考えていらっしやらないでしょうか。例えば、公園が2か所ございますけれども、どういった整備の違いとか、どちらも——例えば、極端に言えば何もなくてただ芝生だけの整備とか、例えば、こちらの公園はこういうことを中心にしたいとか、交流センターのそばの公園はこういうふうに整備したいとかいう計画はございませんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

詳細設計までは全て行っておりまして、一部についてはもう既に発注も行っておりますので、できればそのほうを一回御覧いただけるか、全体的なイメージとしてはホームページのほうにも全体の動画等もございますので、整備のイメージとしてはそちらを見ていただくほうが一番つかんでいただけるかなというふうに思っております。

ただ、いろんな年齢層の方が使えるようにという部分と、駅前ですので、やはりにぎわいを持たせたいということで、室内に人を集めるのではなくてオープンスペースで楽しんでいただきたいというところをコンセプトに設計をしているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、第9条の第1項についてお尋ねいたします。

どのような活動や事業に利用されることを想定しておられるか、お伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

今回整備する駅周辺につきましては、何度も言いますように、にぎわいとか、そういったものを創出していきたいということで考えております。今回の第9条に掲げている仕様につきましては、先ほど言いましたようにキッチンカーとか、テントとかでの出店。こういうことをやることで、市民の、市内の事業者さんたちがチャレンジ的な事業展開というのも見えてくるんじゃないかというところも踏まえて、こういった規定にさせていただいております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

先ほどから答弁いただいておりますキッチンカーとか、テントとかございますけれども、では、この利用ということで、基本的には例えば、365日じゃないですけど、年間を通してということと、あと市外の方——市内の方もよろしいということでもよろしいですかね。

それと、今からの規則とか定められると思いますけれども、内容としては、そこにイベントとしてこれまでもマルシェとかございますけれども、そういった形でイメージしてよろしいんでしょうか、利用の仕方ですね。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

昨年、1年前イベントをこの場所で開催させていただきましたけれども、出店者の方々から、午前中に売り切れたとか、売上げが今までやった中で一番よかったというようなお声もいただいております。できるだけそれを日常的にここで展開していきたいということを念頭に計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

次に、第17条でお尋ねいたします。

第17条、指定管理による管理ということで、先ほど同僚議員からの質問も出ておりましたけれども、その答弁では、9月23日の開業に向けて、それまでには指定管理の制度を整えたいということで御答弁いただいておりますけれども、これから指定管理とする中のスケジュールをお伺いしたい。

あと、指定管理にされるときに委託料が発生すると思うんですけれども、大体どのくらい想定をされておられますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

指定管理につきましては、まず、この条例の可決後でないと全く動くことができないというのが実情となっております。今のところの計画では、この条例可決後、速やかに審査会等から始めまして、公募を行うと。今のところ、予定では6月の定例会のほうに議案として提出ができればというところで進めております。

予算等につきましても同様に、その時点で正確な数字というのをお示しすることになるろうかと思えます。現時点では、まだ、幾らというのがお答えできる状況にはないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それは可決後というのは分かりましたが、ある程度は計画を立てておられるだろうということでお尋ねしましたけれども、これから審査会を設けられて公募をしたいと。そして、6

月議会には新しく提案したいということの流れということで理解いたしました。

道の駅のこれだけ広い範囲のいろんな業務が、公園管理とか、交流館とか、広い範囲の指定管理になるかと思えますけれども、私が思ったには、ある程度、指定管理委託料というのも結構大きくなるんじゃないかなと思う。その中で、指定管理の委託先として、どのようなところを考えていらっしゃいますかということで先ほど答弁をいただきましたけれども、市内、市外とか、いろんなところに公募をされる予定でもあるんですか。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

今回、議員おっしゃるようにエリアも広いですし、その業種についても様々なところがございます。こういう状況の中で、市内限定とかした場合にどこまで事業者さんがおられるかということもございますので、そういった条件は、現在のところ今回は付すとは考えておりません。

以上でございます。（発言する者あり）条件を付さないということで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

条件を付さないということ、市内とか別に条件をつけないということで理解しました。

本当に、ここは嬉野市の玄関となる場所でありますので、しっかりと嬉野市の玄関としてにぎわっていただければなという思いもございますけれども、この道の駅の開発とか、道の駅に対しての思いを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

すみません、もう一回質問してもらってよかですか。

○11番（増田朝子君）続

すみませんね。この道の駅という、条例でも今回条例を掲げて、道の駅にかける思いというか、担当課としてですね。お伺い——ああ、市長お願いします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

意気込みということでございますけれども、駅が開業しますということでありますけれども、私たちとしては、よく、駅に何でも集めるという旧来型の開発を志向したわけではなく

て、むしろ、ここを起点にまち区であったりとか、ああいった農村地域に行ってみようかなと、嬉野市だけじゃなくて、周辺地域も含めたところで、いろいろと旅の起点としてわくわくさせるような仕掛けづくりをしていく、そういった玄関口として整備をしていきたいと思えますし、先ほどいろんな利用者のキッチンカーを想定した条項も盛り込んでいるということでもあります。市民の方が、手づくりでどんなおもてなしをしようかというふうに思いを巡らせながらチャレンジをする場としても機能をしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは続きまして、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体、今までの答弁で理解はいたしました。

1点だけ、諸上栄大議員の質問の中で、原則として徴収というふうなことでした。ということは、無料ということも当然考えられるのか、できるのかというかな、というのが1点。

それと、この別表の使用料なんですけど、どうも私は意味が分からないというか、1区画当たりの平日、休日等、そして、1街区の平日、休日等とあるわけなんですけど、「1日当たりの売上額の20%又は」3,000円、5,000円、3万円とずっとあるわけですね。「いずれか高い額の範囲で市長が定める額」というふうにあるわけですよ。ということは、一回一回そのときで違うのか、それともこの条例がどういうふうになるのか。例えば、じゃ、高い額、範囲で市長が定める額というのを決められるのか、そこら辺が分からない。実際運用をされるときに、ある程度金額を決められるのか、その都度その都度違うのか、そこら辺、条例のこの別表の意味が分からなかったもので、そこをお聞きいたしたいと思えます。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

先ほどから御説明しているように、この場所については指定管理ということ念頭に置いております。ですので、条例で定めている額というのが、いわゆる上限額という取扱いになります。指定管理者が、いや、自分たちはもうちょっと安くで回しますよということであれば、そこを指定管理者から市に対して申請をいただいてそれを承認した場合、この金額の範囲内で指定管理者が定めることができるということになります。よろしいですか。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ということは、1区画当たりここでいけば最低3,000円と、そういうふうになるわけですよ。一番上の観光・交流施設の1区画の平日は「1日当たりの売上額の20%又は3,000円のいずれか高い額の範囲で市長が定める額」ということは、この場合でいけば、1区画最低3,000円ということになるということですよ。休日の場合は5,000円と、最低が。そうでしょう、「1日当たりの売上額の20%又は5,000円のいずれか高い額の範囲」ということは、その値段が最低ですよということですよということですよということですよ。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

指定管理者のほうから、この条例よりも安く設定したいといった場合は、例えばこの20%ではなくて10%にとか、3,000円でなくて1,000円というような申請が出てくると。（「いや、いや、いや、ちょっと違うっちゃない」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）の、いずれかの高いほうというのは変わらないと。だから、最低額も落とすことはできます。（「議長、暫時休憩よかですか」「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時7分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

今回、条例の第20条のほうに、今回規定した額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることができるというふうな規定にしておりますので、現在例えば、1区画、平日でいくと「20%又は3,000円」、この20%を10%にする、3,000円を2,000円にするというふうな裁量を指定管理のほうに与えているということになりますので、よろしいですかね。

（発言する者あり）そうですね。今、条例上が最高額というふうな認識で構わないということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

理解できました。非常に何か、そこら辺の、条例でここで定めるということで、ある程度基本的になるのかなという考え方の中で、これが最低なのかなって逆に思ったものですから、質問をしたところです。

それと先ほど、これは原則としてという言葉が使われて、徴収するというふうに。これは無料ということも考えられるのか。あくまでも原則としてという言葉で先ほど諸上議員に、その答弁が今なかったのかなと思ったので、確認です。

それと、高速充電がどういうふうな形なのか。1時間、1回につき500円という、それはどういうふうなシステムになっているのかというのを最後に質問して終わります。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えをいたします。

まず、原則としてという部分でいけば、使用の許可等は指定管理者のほうで判断していくこととなります。その減免についても指定管理者のほうの判断で減免することができますので、今回は公共性が高いとか、そういうことであれば無料という設定もできるということになります。ただ、指定管理者としても収入がこれしかありませんので、これをどんどん落とすと自分たちも経営的に厳しくなっていくということになってまいりますので、ここは指定管理者が決定しましたら、その辺り調整、協議を行いたいと思っております。

それと、電気自動車用の急速充電施設になりますけれども、現在いろんなところを見ますと、自動販売機の中に組んであるとか、そもそもその充電器自体にカード式とか、いろんなタイプがございます。どういった方法でやるかというのは今後詳細を詰めていきますけれども、現金の收受ということよりも、やはりそういった電子マネーとか、自動販売機とか、そういった形で対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

これで議案第5号の質疑を終わります。

ここで、換気のために11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

次に、議案第6号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についてについて質疑を行います。質疑の通告があります。議案第7号について発言を許可いたします。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

それでは、議案第7号について質問をしたいと思います。

確認ですけれども、「軽自動車等のうち、商品であって使用しないものに対しては、種別割を免除することができる。」とありますが、種別割の免除率をお伺いいたします。

それと、商品であって使用しないものとはどのような状態に限定をされているのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

対象車両の種別割の全額をまず免除するものでございます。

続きまして、商品であって使用しないものという状態は、ナンバー登録済みの車両で、販売を目的として市内の中古車販売取扱店に商品車両として展示されている状態の車両でございます。具体的には、リース車両、試用者、営業車、代車等、事業用が対象外、商品として販売される目的で展示されている車両を限定しております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

分かりました。

1つだけ、要するに、使用する中で、例えば試乗、中古車の場合やったらちょっと試乗をするということで、そういうときには使用できないのかということの確認です。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、試乗車は対象外でございます。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

分かりました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてと、議案第9号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例についてについて、一括して質疑を行います。質疑の通告はありません。これで議案第8号と議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第15号）について質疑を行います。

まず、2ページ、3ページの歳入について質疑を行います。

1款. 市税、1項. 市民税、事項別明細書10ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目. 個人について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、10ページの1款. 市税についてお伺いいたします。

こちらの現年課税分で、今回補正額としまして1億5,993万1,000円の補正増額がっております。その要因を、もし具体的にお示しいただければ、例えば、高額者の方とかがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

令和3年度当初予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響で経済が落ち込み、個人所得が大きく減少すると見込み予算を計上しておりましたが、見込みより落ち込みが少なかつたため、補正するものでございます。

具体的に申し上げますと、課税所得につきましては、給与所得が前年度比プラス3%、営業所得がプラス3%、農業所得はマイナス7%というふうになっております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

新型コロナウイルス感染症の影響で当初予算を低く計上していましたが、所得で3%、それと自営が3%、それと農業所得がマイナス7%ということでした。

令和2年度の当初予算としては9億400万円と計上されていましたが、今回は、3年度の予算としましては——ですけど、新型コロナウイルス感染症の影響があるかと思って低く当初予算計上していましたが、ありましたということですね。

その中で、その要因としては何か考えられますか、増額になった。新型コロナウイルス感染症で低く見積もったということですが、それほど影響がなかったと見てよろしいのでしょうか。そこら辺の分析はされていますか。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

詳細な分析は行っておりませんが、議員おっしゃったとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が見込みより少なかったということになるものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、次の法人のほうで質問をさせていただきます。

こちらも現年課税分ということで1,435万3,000円の増額補正になっておりますけれども、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で当初予算を低く見積もっていましたが、ですけれども、増額の上位とか、分かればお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

法人市民税も、個人市民税と同じく、令和3年度当初予算では新型コロナウイルス感染症の影響で経済が落ち込み、法人所得が大きく減少するというふうに見込み予算を計上しておりました。しかし、見込みより落ち込みがすくなかったため補正するものでございます。

落ち込みの少なかった原因といたしまして、先ほど個人市民税のときにも申し上げましたとおり、詳細な分析までは至っておりませんが、企業業績の回復の兆しがあったことによるものと考えております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

もういいですか。（はい」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

次に、1款.市税、5項.入湯税から17款.財産収入、1項.財産運用収入までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで1款.市税、5項.入湯税から17款.財産収入、1項.

財産運用収入までの質疑を終わります。

次に、17款、財産収入、2項、財産売払収入、事項別明細書30ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目、不動産売払収入について、順次発言を許可いたします。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

1目、不動産売払収入のところでお伺いします。

こちら増額になっておりますけれども、土地ということですから、合同常任委員会での説明では内野内野山というところでお伺いしておりますけれども、詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

この土地につきましては、内野内野山地区の嬉野インター付近の分譲住宅地の一部に、法定外公共物の里道がございまして、その個人の住宅地を挟んだところにその里道がございしますので、その里道の払下げ申請が建設課のほうに出されております。その後につきましては、その土地の売買につきましては、その後、財政課のほうの所管で行っておりますので、その法定外公共物の里道の売り払いの金額として6万2,933円ということで売り払いを行っているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

内野内野山地区のインター付近の里道のということですが、これは例えば、広さとしてとか、単価、そこはお伺いできるんですか。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

面積といたしましては13.39平米、売払いの単価としては1平米当たり4,700円で計算をいたしております。

以上です。（「単価」と呼ぶ者あり）平米当たり単価、4,700円でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

売払い下げということですのでけれども、広さが13.39平方メートルで、単価が4,700円ということですのでけれども、売払い先ということでお伺いしますけれども、個人の方に売払い下げということで理解してよろしいんですか。何か、目的があつての売買なんでしょうか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほども御説明いたしましたけれども、この個人さんの土地、家が建っている土地、それと、向かい側に車庫がございます。その中にもととの里道が入っておりますので、その里道はほかの方は使わないような里道になっておりますので、この方がその車庫と住宅地を行き来するのに、一体としてほとんど使っておられますので、その方の個人の宅地の一部として使用する見込みだというふうに聞いております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

こちらの不動産売払収入のうち、1,691万7,000円につきましては、新幹線・まちづくり課の所管の分となります。

先ほどから御説明している道の駅の一体型ということで、国が整備する範囲の3,476平米について、国のほうへの土地の売却、こちらのほう、当初1億286万1,000円と見込んでおりましたけれども、最終的な契約額としては1億1,977万8,503円ということで、増額の分の補正を計上しているものとなります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

この1,697万8,000円というのは、新幹線・まちづくり課と財政課ということで、では、内野内野山地区のほうでお尋ねします。

先ほど言われました単価の4,700円の査定というか、それはどこから持ってこられた単価でしょうかというお尋ねと、こちらの新幹線・まちづくり課での先ほど言われました単価というのを最後にお尋ねしてよろしいですか。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

4,700円の単価の根拠ということでございますけど、こちらのほう、一応、税務課のほうに評価額の確認を行っております。路線価を基にいたしました近傍類似地の評価単価の9,400円、これに対しまして国有資産の国有財産評価基準という、国が出されておりますけれども、それ単独では利用可能な土地につきましては0.5の率を掛けて算出するというので、それだけでは土地の利用が認められない場合は0.5の率を掛けるということになっておりますので、9,400円に率の0.5を掛けまして4,700円という数字を出しております。その金額の評価額、税務課からの評価額を基に、それに面積を掛けて算出をしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

1億1,977万8,503円、こちらの内訳となりますけれども、こちらの分、実は2つに分かれております。もともとここはバス停があって、バスカットがありますけれども、そちらの分につきましては、区画整理事業者としての市の負担ということで用地提供となっておりますけれども、今回、道の駅の事業推進の中で、このバスカット分についても国のほうの道路として買取りを行うと。その分が50.46平米、これは道路に現況なっておりますので、単価としては3,900円。その他、駐車場、情報発信施設について3,426.41平米、単価といたしましては3万4,900円。

以上となります。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大分分かりました。1点だけなんですけど、駐車場というのを土地から国が所有するという事なんですね。そうなったときに、例えば使用ということでいけば、許可等、そこら辺何か縛り、あるいは制限等が発生を、そこら辺で取決めみたいな、こういった形でしか利用できませんとか、何かそういったふうなものがあるのかどうなのかというのを1点だけお聞きをいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

管理協定につきましては、今協議を行っているところでございます。ただ、一般の方が駐車場とかトイレとして利用されるに当たっては、特段何も制限もないと、24時間フリーというようになっております。

ただ、市のほうがどうしても施設としてそこに何かを掲げるとか、占有を行うとなったら、一般的な国のほうの占有申請の取扱いということになっていくということで、通常使用する分については、特段の利用制限というのはございません。

以上です。

○14番（田中政司君）

質疑を終わります。

次に、18款．寄附金、1項．寄附金、事項別明細書31ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。

1目．一般寄附金について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

1目．一般寄附金でお尋ねいたします。

こちら、99万9,000円の増額補正の理由をお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

増額の理由といたしましては、一般寄附金として収入があった分を増額補正いたしております。この一般寄附金と申しますのは、寄附金の用途を限定しないもので、一般財源として使えるというものでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

一般寄附ということですが、この件数は1件ということですか、件数をお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

こちら、件数は1件でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

99万9,000円の1件の一般寄附金がありましたということですがけれども、この一般寄附は、
いただいてからこの財源として処理されるんですかね。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

こちらの99万9,000円の補正でございますので、100万円でございます。

それで、使途でございますけれども、先ほど言いましたけれども、使途を限定しない一般
財源として収納するものでございまして、ちなみに申しますと、消防費の消防寄附金に関し
ては災害対応ということで充当をしております、こちらは充当はしておりません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、2目．総務費寄附金について発言を許可いたします。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

2目．総務費寄附金の1節．ふるさと応援寄附金でお尋ねいたします。

こちらは企業版ということで増額補正をしておられますけれども、合同常任説明会のとき
には、数字だけ200万円、50万円、20万円ということの御説明がありましたけれども、詳し
くお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

これも合同常任委員会のときに説明をいたしましたけれども、200万円の分が、新型コロ
ナウイルス感染症の対策に係る事業、それから、20万円が女子野球タウン構想に係る事業、
それから、50万円が教育、文化、社会福祉に係る事業にということで寄附を受けましたので、
その分をいただいておりますというところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。この200万円、50万円、20万円、それぞれ寄附をいただいているわけなん
ですがけれども、件数としては、企業の、例えば市内とか、市外とかありますけれども、件数

は、それぞれ1件ずつと考えてよろしいんですか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

それぞれ1件ずつ、計3件ということになります。

以上です。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑終わります。

次に、19款．繰入金、1項．特別会計繰入金から21款．諸収入、5項．雑入までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで19款．繰入金、1項．特別会計繰入金から21款．諸収入、5項．雑入までの質疑を終わります。

次に、22款．市債、1項．市債、事項別明細書36ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。6目．臨時財政対策債について発言を許可いたします。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

では、確認です。予算書の36ページ、6目．臨時財政対策債、1節．臨時財政対策債で、臨時財政対策債9,723万1,000円のマイナスですね。

さきの説明の折に、地方交付税額の増ですということで説明があったわけですが、お金の色はついていないので、なかなか分かりにくいんですけれども、この交付税が増になったということの要因ということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

今回は、国の補正予算等におきまして、令和3年度の国税収入の増が補正をされておられます。それに伴って、令和3年度の地方交付税が全体として1兆9,700億円増額されたことによって、各市町村への交付税につきましても、再度再算定がいたされまして、12月24日に閣議報告がなされ、その再算定に基づき、各市町村に増額の配分があったものでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

過去の交付税額が減額された分ということで、さっきも言いましたけれども、どの分というのははっきり言って分からないと思うんですけども、この辺はあくまでもプールしての全体での増ということで判断するしかないんですよ。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほど申しましたように、国税の収入が大きくなったこともありますし、新型コロナウイルス感染症関係に関するもので新しい臨時経済対策費、その交付税の費目の中に、それであつたり、臨時財政対策費償還基金とか、そういった費目で新しく追加されたことによって増額となっております。

ですので、その算定基準に、人口であつたりいろいろその他の指標があるかと思えますけれども、それを嬉野市の指標を計算したところでの算定に基づいた数値となっております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳入の質疑を終わります。

次に、4ページ、5ページの歳出について質疑を行います。

1款．議会費、1項．議会について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで1款．議会費、1項．議会費の質疑を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

次に、2款．総務費、1項．総務管理費、事項別明細書38ページから41ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目．一般管理費について順次発言を許可します。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

それでは、1目．一般管理費、14節．工事請負費、防犯灯整備事業303万6,000円の減額補正について質問をいたします。

この事業は、平成26年から市内の3,089基全ての防犯灯をLEDに交換すると伺いました。平均で年間大体300基の改修で始まり、令和2年度までに1,308基を交換され、令和3年度当

初では残り781基と伺いました。当初では990万円の計上で、今回330万円の減額補正になっていますけど、計算してみれば、当初予算では残りの基数分でも満たないかなと思っていました。この辺の詳細な説明をお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

設置の基数に関しては、去年の当初予算のときにも御説明したかと思うんですけれども、この3,089基と申しますのが、計画当初、平成26年に事業を開始したときの数値ということでございまして、この時点で各地区から要望が上がっている基数をそのまま使っております。実際に設置をしている中で、その防犯灯自体を廃止されたりとか、最初の見込み自体が違っておまして、こちらの対象は区で管理する防犯灯ということでございますので、それに該当しないやつも数値に含めて上がっていたりとか、そういったのがございまして、途中で若干その実数というのは減ってきたわけですけれども、設置当初の目標数値というのはそのままできておりますので、最終的に今年度の残基数が、当初の目標からすると781基という形でございましたけれども、今年度、各地区に改めて照会をかけまして、今年が最後よということで上がってきた要望全てにお応えいたしまして、最終的には今年度の設置基数が225基、こちらで事業を終了する見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

今の説明では、当初、残が781基やったとですよ、それは間違いなかですよ。（「その目標自体が……」と呼ぶ者あり）分かります。3,000が、当初ほかのものまで含めていたということで、やったですよ。それで、今回225基ということは——ちょっと分からんごとなった。残ったもんもあつとですか、あと。全部完了、全部LEDになってしまったということですかね。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

はい。確かに、区から要望が上がっているものはこれで全てということでございますので、当初の予定した基数とは違いますけれども、全て完了したというふうに認識しております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

じゃ、要望の分に対しては対応はされましたけれども、現にまだ白熱球というか、昔の蛍光灯とかということも現存するということですかね、要望された分は完了したということなんですけれども。それをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

蛍光灯とか、そういったものをあえて残されているところもあるとかもしれないですけれども、要望が上がってLEDに替える分につきましては全て終了しておりますので、事業としては今年度で終了する予定でございます。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

理解いたしましたので、取り下げます。

○議長（辻 浩一君）

次に、6目、企画費について順次発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

39ページの6目の委託料、総合計画後期基本計画に83万6,000円の減額ということですが、当初予算から大体半額程度の減額と思いますが、この減額の理由についてまずお尋ねをいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

合同常任委員会の折に、入札減によるものということで御説明をいたしております。当初、予算編成時においては、大体幾らぐらいの金額になるのかというのを業者に仮の見積りということで取っております。そのときに170万円程度の見積りをもらっております。

今回の入札で、入札されたところが、金額が安いほうで大体80万円ぐらいのところは2社、それと中ぐらい、140万円ぐらいが3社、一番高いところで500万円というふうなところですので、見積り自体は妥当なところかなと。その中でも一番安かったところが見積りの半額ぐ

らいで落札をされたというふうなことになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

これはどっちで聞こうかなと思って。当初予算、要するに今度、総合計画の後期の基本計画を今年度つくっていかれるわけですよ。そういう中で、昨年度のこの総合計画の後期基本計画というのが、私が勉強不足で申し訳ないんですが、今年やるために昨年どのような内容の入札というかな、ものだったのか。それと、今後やっていかれるわけなんですけど、そこら辺との違いを御説明いただけたらなというふうに思うんですが。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

3年度においては調査研究の費用ということで上げております。このあと、印刷製本費等を加えたところで計画が出来上がっていくというふうなことになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そしたら、3年度の調査研究のための昨年度の入札があって、そしてこれが半額に減額をされた。でも、じゃ、調査研究というのは一応、令和3年度で終わられているというふうに認識して、その調査研究されたものを基に本年度の予算で委員会を立ち上げられて、そしてやっていかれるというふうな計画で理解していいわけですね。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

議員おっしゃるとおりなんですけれども、実際、委員会等は――審議会といいますか、委員会は立ち上がっておりまして、第1回の協議は終えたところであります。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書40ページ、7目、企業誘致費について発言を許可します。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

18節. 負担金、補助及び交付金の補助金、企業誘致奨励金（誘致企業）の減額の1,221万1,000円についてお伺いをいたします。

当初予算の説明では、奨励金を受ける企業が増えたので、2,457万1,000円の増額計上と説明を受けました。今回、企業の事業計画に基づき予算を計上していたが、事業費により減額と、そういうふうな説明を受けましたが、減額の詳細な説明をお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

当初予算では、企業4社の事業計画を基に計上をしておりました。1社につきましては、新規雇用をされたものの退職者がありまして、増加した雇員数が基準を満たさずに、奨励措置が該当いたしませんでした。残りの3社についても、雇用された方の住所が市外の方で市民ではないということから、雇用奨励金や研修費補助金などが該当せず、交付した奨励金の実績により減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

分かりました。8つの奨励金の項目が説明書のほうには上がっておりましたけれども、今の説明で分かりましたけれども、もしできれば、8つの奨励金の要綱とか、書いてあつとの、その奨励金の項目によっていろいろ違うんでしょう、金額がですね。もし分かれば、資料か何かで頂ければと思いますけど。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

減額の資料をお出しします。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、2款. 総務費、2項. 徴税費から、同じく2款. 総務費、6項. 監査委員費までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで2款. 総務費、2項. 徴税費から、同じく2款. 総務費、6項. 監査委員費までの質疑を終わります。

次に、3款. 民生費、1項. 社会福祉費、事項別明細書47ページ、48ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。

1目．社会福祉総務費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、47ページの12節．委託料に関して、避難行動要支援者個別計画策定業務29万9,000円の減額に関してお尋ねします。

個別計画書をどの程度作成した上での減額かということと、合同常任委員会では減額の理由が入院伴うものかどうかということで説明があったかと思いますが、その後の計画に関してどのように対応されたのか。また、入院の対象者数が分かれば、その辺も教えていただけたらと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

今年度の策定見込み件数は、事業所等のケアマネに一度お電話等でお伺いした中で見込みましたけれども、148件を見込んでおります。

今、ケアマネさんとかに策定とかをお願いしているところではあるんですが、先月策定の該当者の方には、改めてではありますけれども、計画策定のお願いの文書を送付いたしております。また、ケアマネさんには、入院等でできなかったような方に関しては退院された折につくっていただくようお願いをしております。ただ、その入院の件数というところは把握しておりません。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

今年度の見込み件数が148件という内容で、入院者がおったから、この分作成できていないからこの数を減額するんだよということで減額の予算の計上になっているかと私は思うんですけども、仮に、その入院者の状況、状態把握等々は作成予定義務者のケアマネジャーさん等が継続して行われているのか、その辺の確認を教えてください。

それと、実際に見込み件数というのが148件出ているんですけども、実情的にどれくらい作成されているのか、そこをお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

まず、148件の内訳なんですけど、実数が12月末現在で86件ぐらい——ちょっとまだ確認取れませんが——86件だと記憶しております。確認を取ります。それが12月ぐらいの話ですので、それ以降にできそうな件数というのをケアマネさんとかにお伺いして、その結果が見込みとして148件になります。

もう一つが、退院された後のケアマネさんへの指導なんですけれども、件数とかをお伺いしたときに、そういう方がいらっしゃるというお話もありましたので、その方たちには必ず退院された後にお願ひしますというお願ひをしております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

見込み数148件のうち、12月末で86件というような状況で、入院者もいるよと、冬場になったらどうしても入院する方が多くなりますので、そういう入院状況の追跡調査等々をして、もし退院で在宅に戻られた場合は、やはり早急この計画を策定する必要があると思ひますし、そのために作定料の委託もされていらっしゃると思ひますので、そこは必ず担当課として基本的に把握をお願ひしたいと思ひしております。

最後に答弁をお願ひします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

入院をされている方の計画策定につきまして把握には努めたいと思ひます。

また、該当者の方の中には、その担当のケアマネが市内の事業所がついているわけでもありません。市外の事業者のケアマネがついている場合もありますので、市外のケアマネの事業者にもその辺のお願ひをして、来年度はなるべく多くの方の計画を策定したいと思ひしております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

次に、2目、障がい者福祉費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、47ページの19節、扶助費、障がい児通所給付費等事業で増額内容の理由、これをまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

まず、障がい児通所給付費等事業の増額の一番の要件は、1人当たりの利用料の増になります。市の決定につきましては、利用料の上限も決定しますが、一該当者の利用回数が増えています。サービスの種類の中で一番増えているのが児童発達支援で、当初予算の見込みと比較しまして、発達支援は1,170万円増える見込みとなっております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは2番目、障がい者自立支援給付費についてお尋ねします。

この分に関しても、増額補正の理由と、これは主要な事業の説明書の3ページの事業内容の中に4点ほどサービス種別がありますけれども、具体的にどのサービス種別の増加に伴う増額計上だったのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

障がい者自立支援給付費の増額の一の要因としては、支給決定者の者の数が増えたことによる増になります。

昨年と今年の同時期で比較しておりますけれども、一番影響がありましたのが共同生活援助、グループホームの分になります。それが、同月の比較になりますけれども、平均になりますが、人数としては5人、一月当たりの費用としては130万円ほど増えております。その積み上げで、トータルで4,279万6,000円の増額補正をお願いしているところになります。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

単純に今回こういう質問をさせていただいたんですけれども、当初予算でのあらかたの見積りのものを算定しながら当初予算を上げられて、結論的にこの補正でかなりの増額ということでお尋ねをしたんですけれども、その最終的な実績数というのの見込み数というののもともと確認できていなかったのか、そこだけ最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

この辺の総額に関しては、近年の用途やそのサービス料とかを見込みながら当初予算というのは組むんですが、その実数というのはなかなかつかめないところがあります。全体的には障がい児のほうも、者のほうも大きく増額傾向ではありますが、それを見込んだところで当初予算というのは積算しますので、きちっとした数字まで見込むのはちょっと難しいところがあると思っております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書48ページ、3目、老人福祉費について発言を許可します。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

長期療養高齢者紙おむつ支給事業ですけれども、実績見込みによる減額ということですが、減額の理由をまずお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

まず、減額の理由ですけれども、1つは、思ったより新規申請の実数がなかったということが大きく1つあります。この紙おむつの支給事業なんですけれども、基本的には在宅であることが条件となっております。その助成券を毎月取りに来ていただくんですが、その際に例えば、半月以上の入院がなかったとか、施設入所の方は当然該当しなくなりますけれども、そういう方が結構いらっしゃったということから、今回減額の補正をお願いしているところであります。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

今までは現物で支給をされていたんですけれども、それが令和2年度から利用者の購入チケットになったということでホームページで私も確認したんですけれども、そういった影響はなかったのかなということと、②の反応はどのようなのかなということでお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

大まかには、助成券があつて助かったというお声をいただいております。ただ、中には現

物のほうがよかったというお声も聞いたことはあります。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

この減額された分、そういった利用に応えられるような制度に今後してほしいなど。というのが、今から新規の申請者数は少なくなったということですが、高齢者の数は今後も増え続けると思いますので、この事業を今後も——現物じゃなくてチケットのほうがもしかしたら利便性もよくなる可能性もありますし、もしかしたらより多くの紙おむつが使えるかもしれませんので、そういったところを今後さらに研究して、減額の分まだ余裕があるということです。より充実した内容に、在宅だけじゃなくて施設入所の方もカバーするとか、そういったところをいろいろ研究していただきたいと思いますけれども、3回目の質問としては、今後の事業の課題、今までのいろいろあると思います。そういったところをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

まず、課題としては、毎月確認ということもありますので、助成券を取りに来ていただくという手間が必要になるというのがあるんですけども、今回、助成券として変更してのメリットとしては、まず、現物の場合は市が指定したものしかもらえない。助成券にすれば、自分が気に入ったものを買えるというメリットがあります。

それともう一つ、販売協力店が市内に9店舗ありますが、そのうちの3店舗に関しては、電話すれば自宅まで配達するというサービスもされているところもあります。例えば、車でなかなか行けないという方もいらっしゃると思いますけれども、その方はそういうところを御利用していただければいいと思っております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、3款、民生費、2項、児童福祉費、事項別明細書49ページ、50ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。

1目、児童福祉総務費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、49ページの12節、委託料の件でお尋ねをします。

放課後児童健全育成事業のことになりますけれども、この3点、減額の計上がなされていますが、その減額の理由をお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

まず、放課後児童健全育成事業の減額の理由ですけれども、主には、障がい児加算が見込みよりも必要なかったということと、あと、今年度新たに増えたクラブの利用者を定員数いっぱいいっぱいで見込んでいましたが、実際はその半分ぐらいでよかったということで、以上の理由から、支援員の人員配置が少なくてよかったためということになります。

もう一つの、放課後児童クラブ送迎支援事業の減額についてですが、それは、送迎利用が見込みよりも少なかったということになります。五町田小学校の放課後児童クラブにつきましては、ほかの学区の放課後児童クラブの定員の関係上、利用できない児童を受入れるように広めに建築をしております。谷所分校と、塩田小学校と、大草野小学校の3校から、それぞれ五町田小学校までの移動にタクシー利用料を計上しておりますが、塩田小学校と大草野小学校からの利用はありませんでした。あと、谷所からの利用はありましたが、毎日の利用ではありません。また、轟小学校から嬉野小学校までのタクシー利用料も計上しておりますが、こちらも毎日の利用ではありませんでしたので、減額となりました。

もう一点の放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の減額の理由ですけれども、こちらは、支援員の資格を持った方が採用されればすぐキャリアアップ処遇改善がつくため、令和2年度の職員数よりも少し人数を増やして予算を組んでおりましたが、実際はそこまで必要なかったということで減額になっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

放課後児童健全育成事業の大本のところなんですけれども、その説明の中に障がい児加算の見込みの減というような要因があったという答弁をなされて、担当課におかれましては、障がい児加算の見込みの減というのをどのように分析されたのか。仮にですよ、仮になんですけれども、先ほど福祉課のほうでは障がい児の通所のほうが増額になったというようなところで、そこら辺での移動があったのか、その辺の分析等々はされているのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

障がい児受入れの加算ですけれども、こちらのほうは、今まで利用されていらっしゃる方については人数として把握しまして、その中でも、運営の事業者の方が障がいの手帳とか、あと、配慮が必要な方であっても、そこまで手がかからない方もいらっしゃいますので、こちらでは障がい児加算としてつけていても、実際は障がい児加算はつけずに運用ができたという方もおりますので、その辺の違いで減額というところになっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

要するに、障がい児加算の対象なんだけれども、そこまでの対象になる算定をする必要はなかったというような解釈を私はしましたけれども、そういう解釈でよろしいのかということと、もう一つは、3点目のキャリアアップ処遇改善のほうなんですけれども、その分に関しては、そういう加算がありますので、積極的にキャリアアップ、資格等々の取得に関しての奨励、推進等はされているのか、そこの2点を最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

1点目の、障がい児の解釈ですけれども、おっしゃったとおりになります。

それと、2点目のキャリアアップ処遇改善ですけれども、こちらのほうも積極的に研修を受けていただくようお願いをしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑終わります。

次に、3款. 民生費、3項. 生活保護費と、3款. 民生費、4項. 災害救助費を一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで3款. 民生費、3項. 生活保護費と、3款. 民生費、4項. 災害救助費の質疑を終わります。

次に、4款. 衛生費、1項. 保健衛生費から5款. 労働費、1項. 労働諸費までを一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで4款. 衛生費、1項. 保健衛生費から5款. 労働費、1項. 労働諸費までの質疑を終わります。

次に、6款. 農林水産費、1項. 農業費、事項別明細書56ページから58ページまでについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目. 農業委員会費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは56ページ、17節. 備品購入費、タブレット端末の28万円の計上でお伺いします。主要な事業の説明書は11ページです。

7台の購入予定ということですが、具体的に誰がどのように使用するのかを教えていただけたらと思います。

○議長（辻 浩一君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（井上 章君）

御説明をいたします。

今回導入いたしますタブレットにつきましては、全国農業会議が運営する全国農地ナビと連動したもので、使用者は農業委員及び農地利用最適化推進員となり、農地パトロールや農地所有者の意向調査に活用することを主目的としております。

また、7台の割当てについてですが、現在、農業委員会では市内を地区ごとに6班に分けて農地パトロール等を行っているため、各班に1台を割り当てることを想定しております。

また、備品管理の観点から、通常はタブレットは事務局で保管をいたしまして、使用するときに貸与し、利用後は返却を行うという運用を想定しているところでございます。また、残りの1台につきましては、委員全体の統括及び指導のための総合的な運用をすることを想定しておるところでございます。

最後、プログラムですけれども、取り扱います農地の情報は農地法で公開情報として定めがある情報のみということで、所有者名義等、個人情報に当たる情報は取扱いができないよう設定がなされているところでございます。ただし、農業委員が現地等での写真撮影、登録、また、情報の入力を行う場合には、IDとパスワードを用いたログインが必要なアカウントからのみ可能ということになっております。そのIDとパスワードにつきましては、それぞれ6班の各班の班長さんのみにお伝えをしたいということで考えているところでございます。また、パスワードにつきましては情報の防止ということで、定期的に変更したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

今回このタブレット端末の28万円に関しては県の補助でしたかね。それで配備予定という

状況で理解しておりますが、今後、専用プログラム等の更新等々に関しては県の補助の対象となっていくのか、そういった見通しがついているのか、ついていないのかということと、先ほど、課長答弁の中で6班に分かれて各1台ずつというようなことで説明がありましたが、一班何名程度での1台の使用なのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（井上 章君）

お答えをいたします。

まず、今後のランニングコスト等の分が国の補助に該当するかということでございますけれども、通信機器等のランニングコストにつきましては、国の補助の農地利用最適化交付金、こちらのほうの対象になるということで確認をしているところでございます。

また、6班各班の人数ということですが、現在5名から6名の体制で活動しているところでございます。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、6款．農林水産費、2項．林業費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで6款．農林水産費、2項．林業費の質疑を終わります。

次に、7款．商工費、1項．商工費、事項別明細書60ページから62ページまでについて質疑を行います。

質疑の通告があります。

2目．商工振興費について発言を許可します。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

私からは、林業2つ上げております。

まずは1つ目、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（ポイントカード活用事業）についてですけど、これにおいて1,800万円程度減額になってはいますが、この事業は2つあるじゃないですか。要は、ポイントカードの加盟店への予算とか、あとは給与ポイントが5,000円つくとかって、この2つありますよね。これは、どちらの減額という形になるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

今回1,801万5,000円の減額につきましては、市民の皆様方に付与するポイントのほうの減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

これはちなみに、ポイントカードを作成しなかったという方々のものということでいいんですかね。また、作成されなかった方々の年齢とか、男女比とか、そういうところまで調査してあるのか。また、考えられる理由というか、申請しなかった理由というのがあれば、そういったものが、想定になるでしょうけど、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

申請がなかった分の男女比とか、世代とかというお話ですが、申し訳ございません、そこまでの分析ができておりませんので、お答えできる数値を持ち合わせておりません。ただし、いわゆる申請を辞退された人数につきましては185人ということで把握をいたしております。

すみません、理由ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）申請されなかった方のお話が聞いているわけじゃございませんので、確定情報じゃないとは思いますが、観光商工課からのお知らせを封書でお送りした場合、なかなか開封していただけないとか、そういったことがほかの事業でも散見されております。

それと、独居の高齢者の方につきましては、民生児童委員さん方の協力も仰ぎながら、あと、ケアマネジャーさん方の協力を仰ぎながら申請についてお声かけをお願いしているところですが、十分に意が届かなかったという点もあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

年齢とか、男女比とか、そういうところまで調査ができなかったというんですけど、ある程度そこら辺の把握はできるわけですよ、調査しようと思えばできることですよ。ここら辺はしっかりやっていただきたいと思っています。

これは、次の事業につながることだと思うんですよ。せっかく予算を投入しているわけですし、使う使わないは当然個人の自由でしょうけど、予算投入して、生活支援としてだけでなく、それこそ商店街、商工業の活性化というのが大きな目的であるわけじゃないですか。ここに関してはすごく意味が大きいことだと思うんですよ。ここに関しては、ぜひとも今後しっかりとそこら辺の調査も含めた上で、また周知も含めた上でお願いしたいと思

ます。よろしく申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

男女比及び世代の件につきましては、手元に台帳もございますので、ちょっと時間をいただきながら分析をさせていただきたいというふうに思います。

また、今回、商工担当部署でのポイント付与ということですので、今、議員御発言のとおり、今回のこの事業につきましては市内の商工業の振興、もしくは復興という視点で市民の皆様方に御協力をいただくということで5,000ポイントの付与をしております。どういった購買があっているのかというマーケティングの部分のデータにつきましては、ぜひ今後の振興策に活用させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

もう一つ、これは嬉野温泉商店街ウエルカムキャンペーン支援事業について、この減額の原因というのを伺いたしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

本事業につきましては、昨年10月の最終やったですかね、商店街を中心にまちあそび人生ゲームという形で取組をしました案件と、11月にウエルカムキャンペーンということで、2つの事業の予算ということでトータル300万円の計上をさせていただいておりました。最初に申しました、まちあそび人生ゲームのほうが実は佐賀県事業で同様の案件で採択を受けられまして、市の持ち出し分がその分必要でなくなったという点、それと、もう一つのウエルカムキャンペーンのほうが予算規模を下回る実績だったということで今回160万円の減額をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

このまちあそび人生ゲームに関しては県の予算がついたということで分かったんですけど、

もう一つの、これはペットボトルとかで煎茶とかを買物した方々に配ると、ここの事業に関して、そこに対しての予算がそこまでいかなかったということではないでしょうか。これは、実際に売上げ増とか、来客増とかにつながったというそういう何かしら数的な根拠とか、そういったものが見られなかったら、これはやる意味がなかったと思うんですよ。ここに関して、何かしらそういう根拠とか、数字とかというものが実際見えたのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

先ほど2つの事業で300万円の予算措置ということにしておりまして、それぞれ150万円ずつの事業ということで想定をしておりました。ウエルカムキャンペーンについては150万円の予算を確保しながらということだったんですが、11月3日から14日間の10日間にわたっての準備したキャンペーンの品代としましては50万円ちょっとしか行かなかったと。これが支出項目としては一番大きいんですけども、なかなか各個店に足を運んでいただく機会を得ることができなかったという点があるのかなというふうに思っております。

昨年11月というと、やっとな新型コロナウィルスの第5波が落ち着き始めて、ぼちぼちものにぎわいが出てくるのかなというタイミングではあったんですが、やっぱりまだ皆さん用心をされて、なかなか外に出られなかったという要因もあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。これはコロナ禍でばたばたしながら投入したというところも当然あるので、分からないわけじゃないんですよ、事業をするに当たっても。分からないわけじゃないんですけど、これを教訓にしなきゃいけないところで、それこそこういうものの数値とか、あと、多少効果があったのかどうかというところまで含めて、前回こういうことしたけど駄目だったよねと。そしたら、もう少し一つ一つの品を上げてやるしかないよねとか、何かいろんなことが多分出てくると思うので——ちょっと一般質問みたいでごめんなさいね、すみません。そういったところも含めて、もしこういうことがあったときに、今後の、次の教訓として生かさなきゃいけないというところで、こういうところもしっかりと調査をしていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

議員アドバイスのとおり、せっかく得た知見でございますので、次の事業には活用させていただきたいと。

また、このウエルカムキャンペーンの事業主体の方にはお話をしっかり聞いて、次に補える点があるかどうか、部内で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、8款. 土木費、1項. 土木管理費から8款. 土木費、3項. 河川費までを一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで8款. 土木費、1項. 土木管理費から8款. 土木費、3項. 河川費までの質疑を終わります。

次に、8款. 土木費、4項. 都市計画費、事項別明細書66ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目. 都市計画総務費について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、宅地耐震化推進事業550万円、主要な事業の説明書では28ページでお尋ねいたします。

こちらは、3年度の新規事業として計上されておりますけれども、まず、内容がなかなかちょっと難しいなと思って見ているんですけれども、これまで第一次スクリーニングが行われたということ、あと、今後は第二次スクリーニングが行われるということで対象箇所を12か所とか、それを計画して優先度を評価するとありますけれども、これまでの経過として、その他参考になる事項のところにありますけれども、この事業自体の詳細の説明をまずお願いしたいと思います。これまでの経過とですね。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

こちらの事業につきましては、大地震のときに宅地等が滑動崩落とか液状化、そういう危険性を把握するものとなります。

まず、第一次スクリーニング計画、大規模盛土造成地マップ、ここまでを佐賀県のほうで事業として行われております。こちらのほうで該当した市内の12か所につきまして、今後の第二次スクリーニング計画ということで、こういった手だてが必要なのか、まず、カルテと

して個別の箇所の調査を行いながら今後の計画を立てていくということになる事業でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、第1次としては県のほうで調査をされたところで、嬉野市としては12か所の該当のところがあります。それに伴って、嬉野市では今後調査をして計画を立てていくということですが、そして、その5番のその他参考となる事項の中に、第1次スクリーニングの調査内容で①と②がございますけれども、このことの説明も併せてお願いしたいのですが、今後、嬉野市としては12か所のところを調査して、優先度を評価してずっと工事に入ると思うんですけれども、次年度からの計画とか、流れとか、そこも含めてお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

この第1次の調査は県のほうが行った調査でございますけれども、これは古い地形図と現在の地形図を重ね合わせて、あくまでも机上で、ここは盛土がこれだけの量行われているというような形で箇所を選定されております。

今回、その個別の箇所についてももう少し詳細な調査を行いながら、必要であれば簡易な地質調査まで行うのかどうか、現地をそれぞれ見ながら、調査しながらという形になってまいります。

実際挙がっているところにつきましては、公共事業で施工した箇所等も実際ございます。この全てが何か対策が必要ということではございませんので、過去の経歴とか、開発時の計画等々を調べまして、その中で個別カルテを作って優先度を決めていくと。対応としては、全く対策は必要ないという答えが出る場合もございますし、何かしらの対策が必要ということを、まずここの中で調査をしていくということになります。

以上です。（「スケジュール的な、今後の計画とか」と呼ぶ者あり）ですから、今後につきましても、個別調査でカルテを作成する中で、どういった対策が必要なのか、それとも、そもそも必要がないのか、そういうことを見ながら今後の計画も立てていくということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

大体分かりましたけれども、3年度の財源としましては国庫支出金が50%ということですが、これは長くかかりそうな感じもしますので、次年度からの財源としてはずっと今後、国からの支出金が終わるまでございますでしょうかということをお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、宅地耐震化推進事業として国のほうの補助というのは今後も継続されるものとなっておりますけれども、場所によっては民有地の対応が必要であったりとかする場合に対して受益者負担とか、そういったところの取決めというのにも必要であれば今後定めていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、8款、土木費、5項、住宅費と、8款、土木費、6項、新幹線費を一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで8款、土木費、5項、住宅費と、8款、土木費、6項、新幹線費の質疑を終わります。

次に、9款、消防費、1項、消防費、事項別明細書69ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。2目、非常備消防費について順次発言を許可します。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

それでは、確認をさせていただきます。

補正予算書69ページ、2目7節の報償費ですね。退職報償金が今回1,304万2,000円減額の補正でございますが、この間合同のときの説明も踏まえまして、減額補正する理由というのを再度お聞きしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

こちらは、退職報償金の対象となる定年の退職団員を148名程度と当初見込んでおりましたけれども、実績として合同でも申し上げました103名でもございますので、額の確定に応じて減額をしているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

そこまでは分かりますね。お尋ねしたい内容としては、その実績になった要因です。例えば、見方はいろいろあるんですけど、退職予定であった方が団員不足によって退職ができなかったとか、そういう要因も1つあるのではないかなと思ったもんだから、その辺が分かれば教えてください。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

個別の事情の詳細までは存じ上げておりませんが、新入団員の確保とか、部の組織の維持とか、そういった観点で今回、退団者がこの数だったということだと思っております。以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

内容的には分かりましたけれども、やはりそういう一つの問題を抱えているのではないかなという視点もしっかり見ながら、今後の事業展開というか、その辺もよろしくお願ひしたいということをお願いをしておきます。

最後の分については答弁は結構でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

同じ事業ですけど、先ほど課長のほうから説明がございましたが、ちょっとぴんとこんとが、当初148名の予算を出されておまして、最終的には1年間で108人の……（「3」と呼ぶ者あり）すみません、退職の報償金を払われました。45人なんですよね、当初、減額された人数にしたら45人ですよね、148人で103名ですから。当初算定というか、算出ばされるときに、ある程度分団の人数というとは分かりますよね。それに関してもう少し詳しく説明ばしていただいてもよかですか。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

入退団者の人数がおおむね分かっていますのは年度の終わり頃、年度末近くにはなるかなと思いますので、こちらは令和3年度の当初の段階でどのくらいの入退団の動きがある

のかというのは把握が難しい。ある程度はできようかと思えますけれども、そういった把握は難しいと。それに加えて、様々な事情で随時入退団というのがございますので、そういったところも勘案しての人数ということでございます。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

ここで換気のため、2時10分まで休憩いたします。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

次に、10款 教育費、1項 教育総務費から10款 教育費、3項 中学校費までを一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで10款 教育費、1項 教育総務費から10款 教育費、3項 中学校費までの質疑を終わります。

次に、10款 教育費、4項 社会教育費、事項別明細書73ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。7目 文化財費について発言を許可します。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

それでは、確認をいたします。

予算書73ページ、7目14節の工事請負費ですね。大チャノキ再生事業、マイナスの656万7,000円。主要な事業の説明書は29ページになりますが、大チャノキの排水状態の調査診断費用というのは結果的に発生しなかったということでございますけれども、説明書の中には排水状態については調査診断の結果ということを書かれておったものですから、発生がなかった理由をお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

排水状態の調査診断費用でございますが、これは令和3年度ではなく令和2年度の調査及び対策の検討業務の中で行ったところでございます。

調査としましては、透水試験、地下水調査などを実施いたしました。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

継続事業ということで、そういう流れの中で必要ないということが分かってきたということでのマイナス計上ですね。分かりました、いいです。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、10款．教育費、5項．保健体育費、事項別明細書74ページ、75ページについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで10款．教育費、5項．保健体育費の質疑を終わります。

次に、11款．災害復旧費、1項．農林水産施設災害復旧費、事項別明細書76ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目．現年農林水産施設災害復旧費について発言を許可します。

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、質問をいたします。

現年農林水産施設災害復旧費の12節．委託料及び14節．工事請負費についてなんですが、ここで質問の要旨で逆に私書いておりました、まず、この訂正をさせていただきたいと思いますが、3億9,159万4,000円が減額されて、そして、3億931万7,000円ということになっているということで、この質問、私逆に書いておりました、申し訳ございません。

そういう中で今回、当初7億円程度ということで見込まれておりました。今回、査定等が終わってこれだけ減額をされて、3億円ぐらいの災害復旧費、農林の場合ですね。あと、公共とかずっとあるわけなんです、ここでは農地災害、農林のほうでいきますけれども、要するにこのとき、合同常任委員会では、大体百二十数箇所程度あって、今年度、令和3年で30か所程度ということでした。それは当然、繰越しということで2億5,000万円程度たしか繰り越されていると思います。こうなってくると、120か所あるのが何年かかるのかなというのがあって、ここら辺について、今回これだけ減額をした。減額をしたということは多分、当初見込んでいたよりも市の単独でやった8割、40万円とかありましたよね。そういったものを含めたところでもかなり箇所数もある程度減ったのかなと。そういったことでのこの減額だろうと思いますが、そこら辺の減額になった理由と、今後どういうふうにして対応していかれる考えなのかということをお聞きしたいと。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（馬場敏和君）

お答えいたします。

今回の減額補正の要因につきましては、1つ目に査定による事業費の確定、2つ目に発注

スケジュールの変更に伴い、減額要求をしております。

農地及び農業施設災害に関しては、例年であれば災害発生時に現年予算として計上し予算をいただいております。今回、8月豪雨において125か所の農地災害が発生しております。そのほかに、市道とか、河川、あと県事業、また林道の被災されたこともありまして、今回、事業所とかも考慮しながら、令和3年度に関しては約30件ということで申請を考え、単年度ということが今回困難と、発注できないということで判断しております。

国庫補助事業上、農地災害は、発生年度を含む3か年で復旧することが可能であることから、事業年度を令和3年度から令和5年度で復旧する発注スケジュールをつくり、調整を行っております。そのための減額の要求となっております。

林道の災害につきましては、生活道路と迂回路等も兼ねておりますので、今回、令和3年度で全箇所、一応発注を今している状態です。入札は終わっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そしたら、ほかの災害ありますよね、言われた公共、この下にあります、現年の公共土木の施設災害だとか、道路とか何からいろいろあるわけなんですけど、事業所等がどうしてもできないとか、そういったことの状況等も踏まえながら、林道と生活路線があるので、その点については今年度やるけれども、農地については3か年の計画でいくということです。そうなってくると、農地の場合は例えば、水田なんかで1年水をためられない状態のところ、石垣が崩壊して水をためることができないとか、茶園によってはそういった状況になる可能性はあるわけですね。そうなってくると、ああ、もうやめていっちょこうかにやと、耕作放棄をするというふうな懸念もあるわけなんですけど、そういったことといふかな、考えられないですか。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（馬場敏和君）

お答えいたします。

今、議員さんおっしゃられるとおり、今回125か所ということで、うちのほうも優先順位として一応考えております。供用部分である水路、次に農道、最後に農地とか、そういう順番になるかと思えます。

今回申請をされるときに、地権者のほうにはこういう事情ということでお話ししておりますけど、基本的には共用部分を先にやりたいという考えがあります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

今回、災害の箇所数としても非常に大きくて今後大変だろうと思います。そうなるべくと、今年また来るかも分らんわけですね、これが。これは市長にお尋ねをいたしますが、今回、市の単独事業で40万円いかない小さい箇所等については8割の補助をやるからということで、それなりの効果というのが非常にあったんじゃないかなという気がするわけですよ。また、ボランティア等で来ていただいて、石垣等の石積みをやっていたという経緯があります。

今後、さっきおっしゃったように、はっきり言って事業所等も非常に回り切らない状況なんです、災害復旧。ほかの工事もありますから。そういったときに、これはたしか長野県かどこかの自治体だったと思いますが、地域等と、こういう軽微な災害の復旧について、その事業者さんだけではなくて、これは地元でできる分は何とかやる。そこの管理等を市が行うとか、多分そういうふうなシステムが今、農林水産省のほうでもやっているんじゃないかなと思うんですよ。ぜひそこら辺を研究していただきたい。すみません、3回目で一般質問のようになってしまいましたけれども、ぜひそういうふうなことを研究していただきたいと思っておりますけれども、市長いかがですか。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、特に令和3年の災害というものは本当に未曾有の災害でありました。いわゆる自助、公助、共助と言われる中で、我々は公助の部分を担当しておりますけれども、それだけでは限界があるということを知った経験でもあったのかなと思っております。そういった意味では、議員御発言のとおり、こうした自主的に動ける人が率先して動いて災害復旧を進めていただくというのは、我々としても大きな力になりましたし、また、ボランティアのような形で受け入れる受援体制の整備と併せて、しっかりそういった組み合わせで災害復旧を迅速に行うモデルを構築していく必要があると認識をしております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

質疑終わります。

次に、11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、事項別明細書77ページについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費の質疑を終

わかります。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、6 ページ、継続費補正について質疑を行います。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。3 款、民生費、1 項、社会福祉費の質疑を終わります。

調書補正、81 ページ、11 款、災害復旧費、2 項、公共土木施設災害復旧費について質疑を行います。

質疑の通告があります。地すべり調査観測測量設計業務（永尾地区）について、発言を許可いたします。山口卓也議員。

○5 番（山口卓也君）

地すべり調査観測測量設計業務（永尾地区）ですが、まず、補正の内容とその理由をもう一度説明をお願いします。

そして、そのことによって復旧の全体スケジュールにどのような影響が、変更が生じてくるのか、そういったところもお願いします。

○議長（辻 浩一君）

建設課長。

○建設課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、補正の内容と理由ということでございます。補正の内容につきましては、先日、合同常任委員会のほうで観測の継続という形でお話をしておりましたが、主立って観測の業務ということでございます。

そのほかに幾つかありまして、これが令和2年度からの継続費という形で業務を行っております。今回、令和4年度で最終年度という形になってくるかと思っておりますので、こちらの業務に対しての精査に伴う変更をしたいというふうに考えております。

その変更の内容につきましては、現地の測量を、当初予定をしていた範囲よりももう少し広く、被害のほうが少し範囲が広がったということで、測量のほうの範囲を広げております。

また、調査のボーリング、こちらのほうは、当初は予定の推移で算定をしていたわけですが、実際、支持地盤までボーリングをしなければならないというような中で、想定よりも幾らか深く掘らなければならなかったというところで、その2つが主立った原因でございます。

あと、観測ですけど、今回観測につきましては、今年いっぱい観測をする予定でございます。ですから、4月から12月までの9か月間を延長したいということで考えております。

あと、復旧の全体スケジュールに変更があるのかということなんですが、今回8月に地盤の動きが確認されております。それに伴って動いているわけですが、今のところ、災害の査定を夏頃に予定をしております。夏頃に災害査定を打てる方向で今調整をしているところで

ございます。

工事につきましてはどうしても1年から2年かかるということで、せんだって下吉田区のほうで説明会を行ったときも、設計、発注までに大体1年間ぐらい、工事にも1年から2年ということをお話をしていたんですが、おおむねそういうふうなスケジュールでいっているかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

じゃ、今回観測を4月から12月とか延長とかをされているんですけども、この間説明があったように、国の事業ですので、3年、ケツが決まっているということだったんですけども、そのケツについてはあまり影響はないということでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

建設課長。

○建設課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

最終年度は3か年ということでしておりまして、国のほうとも調整をして、動きが出てから3年間という形になりますので、その許容範囲内といいますか、3年間の中には十分入ってくるかと思えます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

あともう一つ、以前説明会の中でおっしゃっていたんですけども、設計の1年間の間に、今通行止めをどうするかというふうに検討をしているというふうな話だったんですが、その辺はどういうふうになっているのかなど。工事に入るまでの期間の通行止めに関して検討をされているというふうに話をされていたんですけど、その辺にも影響はあっているのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

建設課長。

○建設課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

地すべりの範囲で河川のほうの一部崩壊をしたところ、その部分に関して何らかの手だてができれば通行が可能になるだろうと。一時的な通行をできるだろうということでお話は

しておりました。いろいろと工法等も検討はしているところではございます。ただ、なかなか、あそこがちょうど右カーブですかね。どうしても河川が当たるようなところになっていきますので、再度災害が起こらんような工法を十分考えなければならぬというところもあって、それはお金をどんどんかければいろんな工法があるわけですが、一時的といいますか、仮にでも行うような形で考えておりますので、できるだけ安くて効率的な工法を今模索はまだしているところではございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、7ページ、8ページの第3表 繰越明許費補正と、9ページの第4表 地方債補正と、一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。第3表 繰越明許費補正と第4表 地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第10号 令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第15号）についての質疑を終わります。

次に、議案第11号 令和3年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第17号 令和3年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）までの7議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第11号から議案第17号までの質疑を終わります。

次に、議案第18号 令和4年度嬉野市一般会計予算について質疑を行います。

まず、3ページから5ページまでの歳入について質疑を行います。

1款. 市税、1項. 市民税、事項別明細書35ページ、36ページについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目. 個人について発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、議案第18号 令和4年度嬉野市一般会計予算の35ページ、第1項の1目. 個人、2目. 法人、一遍にお聞きをいたします。

1億5,000万円程度の補正で昨年は新型コロナウイルスの影響を見ていたけれども、それが割とそこまで落ち込まずに、結局は9億4,000万円程度になったというふうな説明を受けました。要因としては、いろんな交付金だとか、国からのいろんな手だて等があってそれなりに——なりにといいますか、だったのかなという気もしないでもないんですよ。

そういう中で、令和3年のものが、今度、令和4年で市民税で入ってくるわけですよね。今度の確定申告が終わって、そして6月から入ってくるというふうなことだろうというふうに認識をいたしておりますが、去年これだったから、今年は9億2,000万円というふうな数字を出しておられますが、本当に大丈夫なのかなという気がしないでもないんですが、その

点、課長等の答弁をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、令和4年度の当初予算では、新型コロナウイルスの影響を予測することは非常に困難でございました。新型コロナウイルスの影響次第では、今後また新たに国の補助制度、補助の措置、税制措置等も考えられますが、それを見込むのは非常に困難ではございます。ただ、新型コロナウイルスの状況というのは令和2年度、令和3年度、あまり変わらないということで、令和3年度決算見込みと同程度、あまり増減のない予算で令和4年度の予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

多分大丈夫だろうとは思いますが、新型コロナウイルスが収まっていくことを期待するし、国からの給付金も昨年度、令和3年度はありましたので、多分大丈夫だろうと私も思いはするんですが、ここら辺、昨年12月に予算をつくる段階で、その後また1月、2月と今度はオミクロンというのが非常に流行いたしまして、またまん延防止等の措置が取られたもので、果たして大丈夫のかなというそこら辺の一抹の不安があったもので、質問をしたところ です。

次、37ページの固定資産税、続けてよろしいですか。

○議長（辻 浩一君）

はい、続けて……

○14番（田中政司君） 続

それでは次、固定資産税についてなんですが、これについては昨年度、家屋の軽減の措置があったわけなんですよね。それが今回なくなっているわけなんです、この点について、ここら辺の数字的なものを再度詳しく、1回説明をいただけますか。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

家屋軽減額につきましては、新築一般住宅の場合、新築後3年度分の固定資産税を2分の1に減額する額を計上しておりますが、軽減対象となる新築一般住宅の減少が前年度費減の

理由でございます。

また、減免額につきましては、通常年度は公益的に使用される公民館などの土地、家屋の固定資産税の減免額を計上しておりますが、令和3年度には新型コロナウイルス感染症対策として、事業用家屋焼却資産の減免特例が措置されたため、その額を加算して計上しております。

令和4年度には減免特例措置はございませんので、前年度比減となったものでございます。以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

これについては民間の、嬉野の観光業を営んでおられる方なんかにおいては、非常に固定資産税の減免措置というのが非常に助かる。昨年度あったわけなんですけど、しかし、全国の知事会とか、等々においては、やはり各自治体の収入になるそれを何とか復帰してほしいというふうな要望も出されております。

そういう中で、なくなったからこういうふうな数字になろうとは思いますが、しかしそういう中で何か対策というかな、ここら辺、税のほうでどうなのかというのは分かりませんが、予算を組むときに、市長、ここら辺の国からの減免がなくなった。そして、固定資産税の対応というかな、嬉野の業者の方に対する、民間の方に対するそこら辺の措置なんかは考えられませんでしたか。市長に答弁、そこら辺をお願いしたいんですが。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

新型コロナウイルスが発生してから、我々も観光業の落ち込みが激しいということから、その当時においてはこうした固定資産税の減免をして、その上で国に補填を求めるといっては温泉所在地の協議会のほうでも決議して、それをさせていただいたということですが、これは新型コロナウイルスの闘いももう3年目に突入をします。そういう中で、国にずっとそういった財源をお願いするというのも限界があるんだろうし、かといって、我々としてもこうした徴収をしていく固定資産税というのは非常に貴重な、根幹を成す財源の一つでもございますので、それを減免することは、税の負担、そういったところではなかなか難しいだろうと思っております。

そういったところで、せんだって商工会長と一緒にこういった返済が始まってくるような状況でもありますので、そういった金利であったりとか、融資の関係で市内の商工業者をしっかり支援いただくような要望活動を行うなど、また、そういった固定資産税の減免以外

の手法で、こうした苦しんでいる産業の救済措置を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

分かりました。とにかく、この新型コロナウイルスで観光業に携わっておられる方には非常に厳しい状況ですので、何らかの形で市も支援をしていって、嬉野の産業が衰退しないようにぜひお願いをしたいということだけは申し上げておきたいというふうに思います。答弁は要りません。終わります。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、1款、市税、3項、軽自動車税から13款、分担金及び負担金、2項、負担金までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで1款、市税、3項、軽自動車税から13款、分担金及び負担金、2項、負担金までの質疑を終わります。

次に、14款、使用料及び手数料、1項、使用料、事項別明細書57ページから59ページまでについて質疑を行います。

質疑の通告があります。3目、商工使用料について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは57ページ、1節の商工使用料の件でお尋ねします。

今回新たに、項目として嬉野温泉公園というのが1,000円ではありますけれども、計上されておりますが、その形状されている理由を教えてくださいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

本、新たな項目といたしましては、嬉野町のほうにございます嬉野温泉公園の使用料ということで今回科目を計上させていただいております。

嬉野温泉公園の利用申請というのは、毎年多数の件数がございます、そのほとんどが減免という形でこれまであまり使用料が発生しておらなかったということがございます。全く過去になかったというわけではございませんが、過去にあった例で申し上げますと、都市公園を所管する新幹線・まちづくり課の歳入予算のほうで受けていたということでございます。令和3年度においても嬉野温泉公園を利用したイベントがございまして、この嬉野温泉公園

につきましては、観光商工課所管ということで管理を行っている関係上、この公園の管理の費用に充てるのが妥当という判断をいたしまして、令和4年度につきましては商工使用料ということで、まずは科目存置ということで計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、今までは新幹線・まちづくり課がその使用料の分での予算計上をされていたが、令和3年度から商工使用料として観光商工課が、所管が替わったと、担当課が替わったというような理解でよろしいのか。

それともう一つは、新たにそういう使用料が発生する事業、可能性等々もあるかとは思いますが、あそこは結構いろんなイベントで使われていますけれども、そういう関係団体等に対しての周知等々はどのようになされるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

観光商工課長。

○観光商工課長（福田正文君）

お答えをいたします。

先ほど申しましたように、嬉野温泉公園は観光商工課の所管ということで、これは替わっていないということでございます。ただ、以前が観光商工課で管理する歳入項目にこの公園の使用料という項目がなかったということで、以前の分につきましては新幹線・まちづくり課が都市公園を所管しておりますので、そちらでの受入れをしていたと。

令和3年度に同公園を使ったイベントがありました際、使用料が発生してまいりました。3年度につきましては、当課の使用料と、受入れということで行いまして、今回、令和4年度につきましては当初で1,000円の科目を設けさせていただいたということでございます。

それと、関係団体への周知ということにつきましては、これまでも公園使用の許可申請、温泉公園の利用についてはうちのほうに、あっておりますので、関係者の方は十分承知をいただいているということであります。ただし、嬉野市が関係する、例えば共催だとかいう形でのイベントに関しましては減免がこれまでどおりですので、そんなに発生しないんだろうというふうに思いますが、発生した場合の予算措置ということでございます。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、14款、使用料及び手数料、2項、手数料から22款、市債、1項、市債までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで14款、使用料及び手数料、2項、手数料から22款、市債、1項、市債までの質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、6ページ、7ページの歳出について質疑を行います。

それでは、1款、議会費、1項、議会費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで1款、議会費、1項、議会費の質疑を終わります。

次に、2款、総務費、1項、総務管理費、事項別明細書96ページから117ページまでについて質疑を行います。

質疑の通告があります。事項別明細書102ページ、5目、財産管理費について順次発言を許可します。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

それでは、5目、財産管理費、12節、委託料、旧市体育館等解体設計1,800万円、主要な事業の説明書は3ページになります。

今回2施設の解体の設計費（アスベスト調査含）を予算計上してありますが、以前、この2施設に関しましては、国の公共施設等適正管理推進事業債でこの2つの延べ床面積を合わせたものより規模が小さいものが今のU-Spo（ユースポ）ですけど、それが新しい施設ができるというふうな要綱を、説明を受けて、この事業を使って新設をされました。そのときの説明では、その体育館を新設されてから5年以内に解体をしなければならないという話を伺ったと思うんです。それで、その辺説明を受けたいのは、今回は当市のほうで設計費の予算のほうを計上しなければなりません、今後解体となれば国の補助等が使用できるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

12月の議会のときにも、今回、令和3年度で解体しております公会堂や旧嬉野公民館の解体の際にもお話をしたんですけども、アスベスト含有物として認められたアスベストのレベルが高い建物を壊す場合であったり、また、住宅建築物の耐震改修事業の補助金と国の補助金がございますけれども、これが集会場で階数が3階以上かつ5,000平米以上に該当する要緊急安全確認大規模建築物の対象であればそういった補助金には該当いたします。

ただし、本体育館につきましても、平成18年にアスベスト調査を実施した折には、レベル1のアスベストが該当していないと。もう一つにつきまして、耐震改修に関する補助制度も、この体育館が市の体育館だけで見ると別館を入れて2,580平米ということで、こちらの補助金にも該当しないということで、通常ほかの公共の建物につきましても、ただ、そういった

要件がない場合に補助というのはございませんので、今回は一般財源での取壊しになってくるものでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

今回の予算に関しては理解したつもりなんですよ。今後これをまた、ここで設計業務が終わった後、解体となったときに、それは国等の補助を使用できるのかお伺いをしたかったんです。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

その解体のことを今お話を差し上げたところで、解体の工事費については、国、県の補助に該当するというものはございません。

あと、起債を借りて解体をできるかということもあるかと思えますけれども、先ほど言われました公共施設等管理推進事業債というものが、今は公共施設等適正管理推進事業債と名称を変更されております。この起債の中で建物の除却を行う際に起債の対象にはなるんですけれども、その元利償還金について普通交付税が全くないという起債ですので、起債してもただの借金ということになりますので、それを使うようであれば一般財源で取り壊すしかないかなというふうに考えております。

以上です。（「分かりました、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

続いて、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく、旧市体育館等の解体についてお尋ねいたします。主要な事業の説明書は3ページになります。

今回は設計委託ということなんですけれども、主要な事業の説明書にございます5、その他参考となる事項というところに旧市体育館本館、別館、猿田堤、それと旧社会体育館とございますけど、今回の設計はこの4つのところも含めての設計ということでよろしいんでしょうかという確認です。

あと旧市体育館においては、例えば、これらの設計ですけれども、解体時期は一緒にされるんでしょうかということのお尋ねです。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、解体ですけれども、今回の設計につきましては旧社会体育館の解体、また、旧市の体育館、そこに別館も一緒に付随しておりますけれども、その解体及び旧体育館の下に猿田堤とありますけれども、そこについても造成をするというその設計までを含んでおります。今回の予算としては、その分に係る費用となっております。

それと、次の質問でございますけれども、解体の時期につきましては、U-Spo（ユースポ）建設の当時に、公共施設等適正管理推進事業債を借りるときの要件といたしまして、建設後、5年度以内に取り壊すこととなっておりますので、5年度目が令和5年度になりますので、令和5年度中には解体までは終わらせる予定といたしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

5年度中までにこれらの解体も含めてというスケジュールなんですけれども、その中で猿田堤とありますけれども、あと、旧市体育館の解体をされた場合、計画の中で進められると思いますけれども、解体後の堤をどうされるかというのもまた計画の中で検討されるのか、もう計画としてありますでしょうか。

それが1点と、あと、解体が5年度までということですのでけれども、4年度の解体もこの中の幾つか予定ということですのでされていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、1点目の質問でございますけど、猿田堤については、農業用のため池として今は利用されておりませんので、ため池を廃止して平地に造成をしたいとは考えております。といいますのが、令和6年度に国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が開催をされます。競技者及び観覧者等、多くの方が見えられるということで、その周辺に駐車場がございますので、その期間の駐車場用地としてまずは使用するような計画を考えております。

それと、4年度に解体はというお話ですけれども、今建物の中にも机、椅子等の備品等がありますので、それを保管する場所を確保しないと取り壊しだけではできませんので、そういったところを今年度考えまして、その移転をした後に5年度に解体というふうなスケジュールで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

全てにおいての、今置かれている備品等もいろいろありますので、その場所を確保されてからということの解体ということで、今年度には解体の予定はないということで理解しているんですか、5年度ということによろしいですかね。その確認をお願いします。

それと、旧社会体育館も5年度に解体ということですけど、今、旧市の体育館は今後行われます国民スポーツ大会の駐車場として利用ということを答弁なされましたけれども、旧社会体育館等、こちらは特別まだ跡地の利用とかの予定は今からでしょうか、そこもお願いします。

○議長（辻 浩一君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

まず、1問目の御質問は、ちょっと繰り返しになりますけれども、4年度中には解体はいたしません。まずは設計をするにも期間がかかりますので、今年度中、早めにまず着手して、5年度に早めに手をつけられるように設計自体も早く発注して、4年度中に終わらせてというようなことで、4年度は設計、5年度に解体というスケジュールで考えております。

それで、2点目の社会体育館の今後のことについてですけれども、今のところはまだ予定を立てていないということでございます。ほかの土地も未利用地とかもありますけれども、そういったところも含めましてどういった利用をしていくべきかというところは庁内で検討をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

それでは次に、事項別明細書104ページ、6目、企画費について順次発言を許可します。
川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

次は、ふるさと応援寄附金支援業務について質問をしたいと思います。

12節、委託料の19億715万円内に、今回商品を発送する委託業者を1社増やすということをお伺いしました。返礼品の業者の選定についてどのような形を行われてきたかということをお伺いしたかったんですけども、個人で返礼品等の提供者側に参入する際には、どのような手順とか、要綱、条件等があるかと思いますが、それをお伺いしたいなと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

返礼品の提供業者の選定については、嬉野市ふるさと応援寄附金返礼品の選定に係る実施要領に基づき選定をしています。返礼品の提供業者となるには幾つかの条件をクリアする必要があります。物品の条件には、例えばですけれども、地場産品で市内にて生産、製造している商品であることとか、あと、直近1年間の販売実績があり、かつ安定的な供給が可能なものであることとか、そういうふうなところの要件があります。

また、業者の条件ということもありまして、これも例えばですけれども、ふるさと納税ポータルサイト掲載に同意をすることとか、あと、市税に滞納がないこと、各種法令遵守をしていることというふうな、そのような条件等があります。これについては、実際に実施要領の資料を持っておりますので、もし御必要でしたら後でお渡しをしたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

どうもありがとうございました。個人さんが商品の提供会社のほうにどのような形で選ばれているのかなということを私のほうもお伺いしたかったというのがまず先でございました。

今回、県内のある自治体でも、この返礼品については遅延等の問題が発生して、ふるさと納税の寄附の方々にも迷惑をかけられたりしたことがニュース、新聞等でクローズアップされてはおりますが、当市のほうでも若干、当初、ふるさと応援寄附金を嬉野市のほうに寄附をしてくださる方が急遽増えたので、業者さん関係が返礼品に関してちょっと遅れたときもあったと思います。その辺は若干の遅れですぐ早急に対応はされたとは思っておりますが、その後は順調に——今金額的には30億円を超えて、これだけの金額を寄附していただいておりますけれども、返礼の品自体も5割から3割ということで、返礼品に関して、その後は何も問題なく発送されているのかをお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

確かに、返礼品等は12月に寄附が集中したりすることもありますので、そのときに品薄になったりということで、先食いといいますか、2月分、3月分、4月分をそのときに寄附をしていただくということで、発送が先延ばしというか——当然それは寄附者の方も理解していただいて寄附をしていただくということですので、遅延等は今はあっておりません。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

続きまして、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

最初に、移住促進応援事業についてお尋ねいたします。主要な事業の説明書は10ページになります。

こちらは令和2年より事業が展開されているわけなんですけれども、このように9項目メニューが増えまして新しく取り組んでいただいております。令和3年度3,500万円ということで、今回も追加補正予算でも計上されていますけれども、まず、令和3年度の成果をどう分析しまして、例えば、この1から9まで、今年度9番の農業ターン応援金が増えていたかと思えますけれども、そこも含めて成果をお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

令和3年度の成果についてはまだ事業の取組の途中ということもありまして、これは9月議会の決算審査時に成果説明書で報告できるものというふうに思っております。そのようなことで、分析等はまだ行っておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは感触として例えば、3年度とか、どういったことがあってどういったことに、⑨番までのうちに、例えばどの項目が人気があるとか、申請が多いとか、そういうのも含めて、それを踏まえて4年度はどういうことに取り組んでいこうかというふうに思われていますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

これは、合同常任委員会的时候にも御説明をしましたがけれども、コロナ禍において生活の様式が見直されているというふうなことです。地方も見直されているというふうなことで、住宅の取得や企業チャレンジ、リモートワーク——特にリモートワークのほうが増えるのではないかというふうなことで、リモートワークのほうを増額して要求をしておりますということで御説明差し上げたとおりです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

じゃ、リモートワークのほうに力を入れてというか、4年度は予算の計上をされていらっしやるということですね。

2年度は孫ターン応援金というのが実績としてはなかったと思うんですけども、3年度はどんなんでしょうかというお尋ねと、このメニューを周知としてどのように3年度に比べて4年度は力を入れていきたいと思われていますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

2年度の孫ターン応援金の実績ということですが、これは1件、10万円支出をしております。

3年度においては、これが今あっておらないと、ゼロ件ですね。ないというふうなことになります。

それと、周知のほうですが、これは移住のきっかけになればというふうなことで、ほとんど市外の方に向けての発信ということになります。当然、回覧板等で回すということはありませんで、インターネット等を通じて広報をやっていくというふうなことになります。

それとあと、住宅を取得されるような方、当然、地元の業者等にもお願いされると思えますけれども、そのときに、このようなものがありますよというふうなコマーシャルをやっていただいているような状況です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ここで換気のために15時20分まで休憩します。

午後3時9分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

続けて、さが未来アシスト事業について。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

それでは、6目．企画費、18節．負担金、補助及び交付金のことでお尋ねいたします。

さが未来アシスト事業についてについてお尋ねいたします。主要な事業の説明書は9ページになります。

こちらでは、3件の団体が予定されているという御説明が合同常任委員会の中でありましたけれども、分かれば、その団体名と内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

令和4年度についてはまだ決まっておりません。県の審査会により選定された事業、それが採択されるということになっておりますけれども、まだ決まっておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

まだ決まっていないということですが、じゃ、申請というか、相談が3件ということなんですかね。3件という御説明があったみたいなんですけど、そこはどう理解したらよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

例年3件ほど来ていた、大体300万円のうち100万円、100万円、100万円ぐらいの3事業で応募があっていたので、3事業といいますか、業者じゃないですけども、そういう団体というふうなことでお答えをしました。1つで大きな事業をされるところもあるかとは思いますが、まだ今のところ選定中というか、ぼちぼち声は担当のほうには上がってきているのかとは思いますが、まだ公表をする段階にはないということで、まだ審査会も終わっていないということです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。この事業自体は、たしか私の認識では3年間ほどはずっと継続でよかった事業なんだろうという確認と、あと、この事業はまた採択までということですが、随時申込みでよろしいんでしょうかというお尋ねです。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

これは3年の事業ということで議員おっしゃるとおりです。

あと、当然、予算の範囲内というふうなことになっておりますので、枠がまだあれば、当然途中からでも——これも県の審査会の採択があればということなんですけれども、大丈夫ではないかというふうなことで思っております。

以上です。（「では、次に」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

そしたら次、お願いします。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では次に、空き家バンク利用促進補助金の111万円でお尋ねいたします。主要な事業の説明書は11ページになります。

こちらも、先ほどの移住促進と同じような通告をしておりますけれども、空き家バンクでも10のメニューがございます。その中で例えば、3年度に成果というよりも10メニューがあるうちにどのメニューが人気があってというのが、感触として、担当課として把握されておられればお尋ねしたいと思います。

それと、4年度の取組としてこのようにメニューがございますけれども、どのように取り組んでいかれるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

空き家の分については、2年度において一番多かったのがリフォーム補助金のほうが出ております。実際、3年度においてもインターネットとかを見られたら、地域おこし協力隊の方がリフォームをされているところを取材して発信をしてもらっていますので、かなりリフォームのほうの関心がある方が問合せをされているというふうなこともあります。

4年度においても、その辺りが増えてくるのではないかなというふうな感触を持っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

1番のリフォーム補助金が結構、お問い合わせとか感触としてはあるんじゃないかということです。

空き家バンクということですがけれども、空き家バンクの現在の登録数をお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

登録数は年々増加をしてきております。2年に22件、3年に18件登録が……（発言する者あり）途中からなんですけれども、その前もありますけれども、最近の傾向でということであれば、2年が22件の登録、3年が18件の登録ということで、累計をしますと96件の登録がっております。そのうち、空き家に入られたというか、契約をされたというところが64件あります。それ以外が、あまりにも空き家がぼろぼろの状態に住むのに適していないというふうな、ちょっと訳があるところが20件。あと、今ホームページのほうに掲載しているのが12件というふうな状況でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ありがとうございました。今現在が96件の登録ということで、すごいなと思ってお聞きしていました。この事業は、どんどん人口減になる中で、このように空き家バンクというか、利用促進を進めていっていただきたいと思っておりますけれども、例えば、この10個のメニューがありますけれども、ほかにこういうことがあったらいいなとか、お問い合わせとか、そういう、ほかにはどういうお声があるんでしょうか、最後にお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

まだ私のほうが担当のほうからそこまでのお話は聞いておりませんが、この内容を見ますと、仏壇撤去とか、通常考えないようなものもこのメニューのほうに入っております。担当が随時、こういう方たちのお話を聞きながら制度を新しくしてきているというふうなことです。今後、こういったものはどうかという提案等もさせていただくことがあるかと思っております。それは年度年度ですとは思いますが、これだけで終わるのかどうなのかというのは今お話しすることはできませんけれども、常に新しいことを考えているというふうな状況です。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書108ページ、7目、企業誘致費について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

企業誘致奨励金（誘致企業）のところでお尋ねいたします。

主要な事業の説明書は15ページになります。

こちらは補正でも出ていたんですけども、4年度の4企業とありますけれども、こちらの1,783万4,000円の詳細内容をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

当初予算で計上しております4社につきましては、今年度が骨格予算になりましたので、前半に基準日を迎えます4社でございます。

製造業が1社、立地奨励金になります。これは、増設された施設の固定資産税相当分、令和3年度に納付された額を令和4年度、奨励金として交付するものであります。

それと、残りの3社につきましては事務系の企業でございます。それぞれ該当します立地奨励金、雇用奨励金、設備費補助金、建物賃料補助金、研修費補助金となります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今回の予算計上は、前半に要件を満たす会社ということによろしいんですか。そしたらまた、じゃ、後半に要件を満たす企業もあるということで、そがんなったら補正でということによろしいんですかね、確認です。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今回、補正予算（第1号）でお出ししております分に、残り4社分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

続きまして、事項別明細書109ページ、8目、情報管理費について順次発言を許可します。

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

それでは、予算書の109ページ、8目12節．委託料、主要な事業の説明書では16ページになりますが、R P A等運営支援業務565万2,000円の方ですね。

令和2年度からの事業でございますけれども、今までの事業の業務効率化による働き方改革ということであってあるわけでございますが、まず、この効果検証というのがどのようにされたお考えなのかという点を先にお尋ねをしたいと思えます。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

令和2年度に開発、導入し、取り組んでおります。R P Aお尋ねA I－O C R、エクセルマクロ等を使いまして20業務に対して業務改善、業務改革を行っております。

年間約2,000時間程度の時間の削減をやっておりますので、効果があっているものと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

今説明の中で、2,000時間ほどの削減効果があったということで、実際の効果も教えていただきました。これを踏まえたということでの計上でございますけれども、4年度分で3年度目になるんですけれども、今後の継続の度合いといいますか、永続的に計上する必要があるのか、この辺を教えてください。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今後、業務を実施する上では、ライセンス料、ソフトウェアの使用料、それと運営サポートの費用等がかかりますので、予算が必要となってまいります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

最後になりますけれども、12節．委託料ということで上がっておりますので、ある程度ま

だ継続をしていくということで理解してよろしいですね。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

やはり業務を推進する上では予算化も必要となりますし、国においてはデジタル庁ができて、自治体DX推進計画等もできております。その中では、自治体においてはデジタル技術やAI等の活用により業務改善化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくということにもなっておりますので、業務を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

横文字ばかりで、はっきりいってなかなか理解ができないところもいっぱいあるんですが、今の説明というか、森田議員の質問で分かりました。20業務、2,000時間というのが今現在というふうに理解をいたしました。

そういう中で、今後、支援とソフト等の購入等で費用がずっとかかってくるというふうなことを今おっしゃいましたけれども、先般、公正取引委員会のほうで、自治体におけるこういうソフトというか、そういったことが今非常に問題視されている状況でもあります。そういった点において、自分のところでこういうシステムをつくっていくということは当然できないわけですし、ある意味業者等の——私もニュースで見たんですけども、公正取引委員会としては、自治体が行うこういうふうなことについて注視をするみたいなことであつたんですが、その点、担当課としてはこういう技術を導入してずっとやっていくときに注意をするというかな、そこら辺について何か、どういった対応というか、対策を取っておられるのかというのをまずお聞きをしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（三根竹久君）

このシステム、RPA、AI-OCR、これについて継続して使用していくということで、今おっしゃっているのが、いわゆる……（発言する者あり）ベンダーロックインで業者がずっと引き続き請け負って、職員が知らないところでのプログラムとかになるのかなというところを心配されているということですよ。（「2回目よかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

いや、そういうことじゃなくて、要は、結局これが幾らですよという金額の問題なんですよ。これをずっと、ソフトを——ソフトがあるわけでしょう。それを、そのソフトを、これは200万円ですとか、300万円ですとかいうふうなことでメーカーのほうから言われてというふうな形になると思うんですよ。これについて独禁法というかな、公正取引委員会のほうが、そういったこれからの自治体はほとんどデジタルトランスフォーメーションが進んでいくというそういう環境の中で、そういうソフトをつくるメーカーとかがあると思うんですけど、要するに言われただけの金額でということじゃどうしようもないということに注意というかな、そこら辺を促すような新聞報道が先般あったと思うんですよ。それに対して、市としてどういうふうな対応というかな、考え方を持っておられるんですかねということをお聞きをしたんです。

○議長（辻 浩一君）

総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（三根竹久君）

今のいろんなシステム、取り扱うシステム業者も数社、いろんなシステムをしている業者があります。当然、単独での業者からのこういったシステムがありますよという提案があっても、ほかの同じシステムを取り扱っている業者等の競争というか、プロポーザルなんかをして、より使いやすい、より費用対効果が出るようなシステムを選んでいくということで進めてはいるところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そういったことで、これはそういったところが今後、メーカー同士のこういったふうな話になるのか分かりませんが、確かに、便利になることはいいことなんです、そこに発生するそういった問題等もありますので、慎重に——私はやるなと言っているんじゃないんですよ——ということじゃなくて、やっていく上では慎重な対応をぜひお願いをしたいということだけは申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

答弁はいいですか。

○14番（田中政司君） 続

答弁はいいです。

○議長（辻 浩一君）

それでは次に、事項別明細書110ページ、9目、地域振興事業費について順次発言を許可します。諸井義人議員。

諸井議員、全部一個一個ですかね。

○7番（諸井義人君）

いや、全部……

○議長（辻 浩一君）

トータルで。

○7番（諸井義人君）続

はい。今回、結婚支援推進事業について、主要な事業の説明書13ページに基づいてお尋ねいたします。

毎年毎年、590万円とか、610万円、今回当初では117万円というふうになっておりますけれども、この事業の成果としてはどういうふうな目標を設定されているのかということと、もう一つ、事業の成果実績について伺うということを出しておりますけれども、資料として上がってきております。その中で、カップル成立総数という形で毎年度挙げていただいておりますけれども、このカップル成立がそのまま結婚まで結びついているのかということまでお尋ねをいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

この事業、結婚を希望する男女の出会いの場を提供し、結婚してもらうことで未婚率の減少や晩婚化の抑制など少子化の対策につながり、将来的には地域活性化を目指していくというのが目標なんですけれども、これは総合戦略の中で、令和2年から令和6年までの目標がカップル成立80組、結婚支援事業登録者は150人ということで目標をしております。1年で見ますと、カップル成立が16組、結婚支援事業登録者数が30人になります。ただ、議員御承知のとおり、昨今の新型コロナウイルスの影響で、3年度の事業については全く成果なしです。事業を計画しておりましたけれども、デルタ株、オミクロン株というふうなことで、事業をしようとする矢先、新型コロナウイルスが拡大をしてしまって、全くできない状態になっております。

それでも、個別相談ですね。結婚支援相談員さんによる相談会を開きまして、6名の参加者があったということで、成果についてはその程度というふうにしかなりません。

これは、常任委員会のほうでも結婚に至っているかという質問がありましたけれども、実際そこまでの追跡調査はしておりませんで、実際分かっておりません。結婚したよという報

告があったときはそれは分かるんですけども、その後別れられたとか、結婚されたとかというところまでの追跡調査は行っておりませんので、分かりませんという回答しかできません。申し訳ありません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

なかなか、結婚まで至るのが非常に難しい状況であるということですがけれども、新型コロナウイルスの影響もあって、出会いの場を設定するのも難しい状況ということですがけれども、市が結婚支援までしなければいけないのかなというのも一つ個人的には思っています。人と人の出会いだから、そういう機会があればそういうときにあるだろうし、民間としても結婚相談所とか、マッチングアプリとか、いろんなところがありますので、市でわざわざしなくて、ここで提案と言ったらいけないけれども、結婚支援推進じゃなくて、結婚が成立された方、婚姻届を市内のほうで出された方に対しての結婚祝い金を出したほうがよっぽどいいんじゃないかなというような意見を持っているんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

確かに、そういうやり方もあるのかなと思いますけれども、これは町、市の政策的な問題になりますので、私のほうからは答弁することは差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

合同常任委員会の折に、嬉野市、基山町、上峰町が県内ではこういう事業をやっているということでしたけれども、ほかの市町に関しては結婚祝い金等にされているところがあるんじゃないかなと思っていますので、そういうふうな御意見を言いました。

市長、そこのところどう思っておられるか、一言だけ答弁をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

自治体が結婚支援に取り組むというのは、おそらくこれは人口政策的な側面が非常に強い

というふうに思っております。結婚をすれば地域に根づいてもらう、ひいてはそういった定住につながっていくというような考え方に基づいてやっておるんですけども、企画政策課長が先ほども答弁したように、コロナ禍の中で、また、人のつながりというところでも、結婚支援の事業がスタートしたときよりも、価値観が大きく変わっているのかなというふうにも考えます。

結婚することが本当に地域に根づいていくための方策なのかということも私も考えているところですが、私が新型コロナウイルスの前に、それこそ議員さんの発言の中にもありましたマッチングアプリの会社との連携をして、そういった緩やかなつながりの中で、人と人とのつながりというものを演出していくというようなことにちょっと切り替えて、民間の活力を用いてそういったことができないかなと思っていたんですけど、その事業さえもまだできていないという状況であります。これについては、一度はそういったところでやってみて、その中で検証をしながら、今後の若い人たちが、こうしてこの嬉野という地で幸せをつかんでいただくためにはどんな応援ができるのかというのは考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

皆さん、一般質問に結構近づいてきていますので、十分注意してください。

それでは次に増田朝子議員。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

私は、地域コミュニティ推進でお尋ねをいたします。主要な事業の説明書は12ページになります。

この中で、5、その他参考となる事項の中で、合同常任委員会的时候も御説明はありましたけれども、「令和4年度より委託料を交付金へ一本化」ということがありますけれども、説明をいただきましたけれども、これまでずっと、設立以来、委託金と交付金でされていたんですけど、その中で今度、4年度より一本化したという経緯というか、そこをもう一度詳しくお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

まず最初に、合同常任委員会で説明をいたしました内容について、もう一度お話をさせていただきます。

3年度には委託料の中に含めておりましたコミュニティの役員の報酬を4年度から交付金の中に含め一本化したということで、これまで市の委託事業というのはあっておりません。ありませんで、支出科目として適当であったかということと、交付金の中に含めても問題がないということ、それと、これまで委託料の事務手続と交付金の事務手続、2つの手続が必要でしたけれども、一本化することで1つの手続で済むようになって、地域コミュニティ及び、市の担当者の事務が軽減をされるというふうなことから、地域コミュニティの交付金の中に含めることというふうにしております。

コミュニティの発足当時は、市のほうから何かしらの事業を委託をしようというふうなことで、コミュニティの役員の報酬の中にその委託料を加えて支出をする考えだったというふうなことで聞いておりました。しかしながら、事業を委託するような事業もなくて、そのまま現在に至っておったというのが現状です。

そういうことから、今度、4年度の予算編成時に課内で協議をいたしまして、これは交付金に一本化したほうが事務の軽減にもなるし、コミュニティの事務の軽減にもなるしということで、また委託料というところから委託契約をしているわけでもないのに委託料から支出するというのもちょっとおかしいということで、この際一本化して変えてしまったほうが良いというふうな結論になりましたので、今回一本化するというふうなことになりました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

詳しくありがとうございます。

今回そういう経緯の中で話が出たということですがけれども、これまではそういうのは一切——今回いつ頃から——市政が合併してから十何年ありますけれども、それまでは何もなくて、今回やっぱり一本化したほうが良いよねということになったということで理解して——今回浮上したということですか、その問題が。（「暫時休憩をお願いしていいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩いたします。

午後3時52分 休憩

午後3時53分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

先ほどの説明で理解できましたので、以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書116ページ、16目．広報広聴費について順次発言を許可します。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

16目．広報広聴費のシティプロモーション事業、主要な事業の説明書では17ページになります。

合同常任委員会では、今年度の事業では王位戦の第4戦を予定しているというふうにお伺いをいたしました。ほかに行うイベント等があれば、内容をお伺いしたいと思います。

また、この事業は令和元年からの事業ですが、去年は豪雨により王位戦が中止になりました残念でしたが、これまでの事業の成果と、今後検討されているイベント等がございましたら、よろしくをお願いします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

令和4年度に予定しております主な事業といたしましては、議員も今お話しいただきましたように、将棋の王位戦第4局に関連したプロモーションを展開したいと考えております。昨年8月に、豪雨により嬉野市での開催ができませんでしたので、昨年の分まで話題づくりができるような企画を実施したいと考えております。

また、女性が輝くまちづくり事業といたしまして、女性目線でのまちづくりを実践するというので、市内外で活躍される皆さんと連携して、事業の企画、展開を行っていききたいと考えております。

それと、これまでの成果ということでございますけれども、令和2年度にシティプロモーションの推進計画を作成しております。「うれしいを、いっしょに。」というブランドメッセージをつくりました。令和3年度にはそれをテーマとしたCM動画を作成し、福岡、長崎でテレビ放映を行っております。CMだけではなく、福岡地区では、新聞のタブロイド版を発行し、嬉野市の知名度を上げるような事業も展開しております。

コロナ禍ということで移動制限等がある中で、具体的な成果を数値等ではかることはできておりませんが、一定の成果があったものと考えております。

それと、今後検討しているものということで、今度の事業見解につきましては、9月に新幹線の開業がございます。それに合わせて、効果的なプロモーションを実施して、嬉野の知名度を上げて、交流人口の増加、市内経済の活性化を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

分かりました。

それでは、最後に答弁していただいた、9月から新幹線が開業いたしますが、そのプロモーション事業を計画されていると思いますが、その内容的なものはまだ分かりませんか、お伺いします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

新幹線が開業するという事で、嬉野市の知名度を上げていきたいと。そのためには、やはり福岡県、長崎県でまず——今年もやりましたけれども、テレビCMですとか、嬉野市の特産物等も含めて、魅力ある発信をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

そうですね、私も思ったのが、そのプロモーション事業関係で、嬉野市の特産物、まずはお茶、温泉、窯業等が——先ほど課長が申されたように、プロモーション事業的な内容では、嬉野市の特産物、お茶、温泉、また窯業等がございます。このようなものを今後主題にして、ドキュメント、歴史的な番組とか、そういうふうなものを制作をしていただくような考えを持って全国に発信をしていただき、嬉野の地名度の向上につなげていただきたいと思います。答弁はいりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、田中政司議員。

○14

番（田中政司君）

同じところの、16目．広報広聴費の、8節．旅費、9節．交際費、10節．需用費、11節．役務費、12節．委託料、13節．利用料、使用料及び賃借料のシティプロモーション事業について質問をいたします。

ここにまず1点出しております。協定を締結した企業について、協定数や協定内容の説明ということで、まず、お聞きをいたしたいと思っております。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

シティプロモーションに関連する連携協定を締結いたしました事業につきましては、2社となります。協定の内容といたしましては、2社とも総合的なまちづくりに関する包括連携協定であります。その中でシティプロモーションについて連携し、実施していただいているところがございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

2社とまちづくりについての協定ということでございますが、これは市内の2社なのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

まず、シティプロモーションは非常に広い意味合いというのがあって、もう一回、一番初め、私たちも東広島市にシティプロモーションのことで1回視察をしたことがあります。そういったことであれなんです、読ませていただきます。「シティ・プロモーションは地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれています。シティ・プロモーションの捉え方は多々ありますが、その一つは、そこに住む地域住民の愛着度の形成と考えます。その先には、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上と捉えることも可能です。さらに、自らの地域のイメージを高め経営資源の獲得を目指す活動と考えることもできます。このようにシティ・プロモーションの取組みは、多方面に広がっていく能動的な活動になります。シティ・プロモーションには、自治体にはない「営業」という要素が多くあるため、民間企業等の活動から多く学ぶ要素もあります。そこで、シティ・プロモーションに取組もうとする自治体と、それを後方支援していく民間企業等の交流の場が必要と考えます。」と、これは、シティプロモーションとはというところで、シティプロモーション自治体等連絡協議会というところのページで見たんですが、要するに、それに向かって今、広報広聴課が一生懸命頑張っておられるというふうに思います。

その提携をしている2社が市内の事業所なのかどうかというのと、それと、この中に市民とのかかわりというのがなかなか見えてこないんですよ。要するに、情報発信をしていくというときに、例えば、市民がSNS等を使いながら、みんなで嬉野市をばあっと盛り上げていきましょうというふうなところがこの事業の中に、今回450万円また新たに追加をされますが、この事業費の中に、そういったものが出てこないような気がして、また新たなところで、新年度予算の追加の予算でそこら辺出てくるのかどうか分かりませんが、この事業

費の内訳の中で、そういったものが出てきていないというのに、そこの中身について若干お聞きをしたいというふうに思いますけど。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今、シティプロモーションとして連携をしてやっているところは2社とお答えしておりますけれども、その2社につきましては、御存じの総合スポーツメーカー、ミズノさん、それと、全日本女子野球連盟のほうとは今連携をしてシティプロモーションを行うようにしております。

今、議員がおっしゃられたように、じゃ、市民はどうなんだというお言葉でございますけれども、昨年、「女性が輝くまちづくり」ということで、市内で活躍される女性、また、市内で事業所として女性活躍を推進しておられる事業所等も参加していただき、そういう企業様も参加していただいた中でのスタートアップ事業ということで取組を始めております。

今後もそういうのを続けながら、まちづくりに生かしていきたい。それをまた広報、シティプロモーションとしてつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

私は何が言いたいかというと、嬉野のまちはこんなにいいところですよと、嬉野の市民がみんな情報発信をして持って行くような、それが一つのシティプロモーションのあり方じゃないかなというのがあったわけですよ。王位戦をやる、そうやっているとところ——いいですよ、いいことなんだけど、それをみんなで、じゃ、情報発信をしようというふうなところがこのあれに、事業費というか、そこら辺の内容になかったもんだから、そこら辺をどういうふうにしていかれるんですかということをお聞きしたわけです。

課長、よかです。ですから、確かに、ありますけど、そここのところをとにかく市民を巻き込んだ、市民と一緒に嬉野市を盛り上げていくという活動をぜひ続けていっていただきたいということだけはお願いをしておきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（小野原 博君）

お答えいたします。

確かに、市民と一緒にシティプロモーションを図るということは必要だと考えております。

今回イベント等を誘致して、広く嬉野市を知っていただくという意味では、やはり王位戦という、藤井王位が来られて嬉野のPRにつながる。藤井さんが食べられた食事がSNS等でもトレンド入りするような時代でございます。だから、そういう中では、嬉野の事業者の方とも一緒になってPRをできるようなことも実際去年も考えておりました。ただ、去年はできなかったもので、今年はぜひ取り組みたいと思っておりますし、市民が参加できるようなイベントの内容も考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、2款．総務費、2項．徴税費、事項別明細書118ページから121ページまでについて質疑を行います。

質疑の通告があります。

2目．賦課徴収費について発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

120ページ、2目．賦課徴収費、18節．負担金、補助及び交付金で、航空写真共同撮影事業の1,085万6,000円です。

主要な事業の説明書の5ページ、1番として、これは10市町というふうにしたしかなくていいと思いますが、負担金の割合はどうなっているのか。また、取得したデータは、先ほど、この中でGISかな、何かいろいろ庁舎内あるわけなんですけど、そこら辺の航空写真のデータというのをほかの庁舎内で共有というかな、そういったことができるのかどうかということについてまずお聞きをいたします。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

まず1点目、10市町の負担割合はということでございますが、10市町全体を撮影する総事業費の予算は、契約事務等を担当する伊万里市へ、各市町が負担する事務費20万円を含めまして8,950万7,000円となっております。その額を免責割合によって負担することとなっております。

また、撮影事業に関しましては、入札により業者が決定いたしますので、その結果により、各市町の負担金も変更になるものと見込んでおります。

続きまして、その航空写真のデータを庁内の他部署でも利用可能なのかという御質問でございますが、必要に応じまして、庁内他部署において利用しております。ただし、課税資料でもございますので、関係者以外への配付はしないように注意をしております。

さらに、統合型GISの話をなさっていたと思うんですけど、そちらのほうは今のところ具体的には決まっておりませんが、必要であれば提供する用意はございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

これは一番下のほうに、「著作権については、実施業者とすることで」と、これは私の質問を見越してこういうふうに書いてあったのかどうか分かりませんが、以前は、航空写真と地籍図と重なったものを提供していただいております。確かに、これは正式なものではなくて、実際の写真と地籍図はずれておりますというふうな、正式なものでは使えません。ただ、参考にはなるということで、そんなにたくさんの方はいらっしゃらなかったかも分かりませんが、やはり何か管理をする、土地の管理をするときに、農家の皆さんとか、そういった方が荒廃茶園の字図を提出してくださいと。そのときに、どこが自分の何々なのか分からないというふうなことがあって、そこら辺で写真と地籍図がかぶさったものを提供していただければ、はい、ここがというふうなことで、いろんな補助だとか、そういういろんな制度を使うときに非常に助かっていたという前例があるんですね。それがなかなか簡単に取れなくなっただけですけれども、ぜひここら辺の著作権というものについて、市で今後それを払って、どれぐらいかかるのか分かりませんが、払ってでも、そういった市民サービスをやっていただきたいというふうに思うんですが、その点いかがですか。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

議員も御存じのとおり、以前は航空写真を交付しておりました。しかし、先ほどありましたとおり、市民サービスの上では非常にいい制度だったと思いはいたしますが、一部の方が、その航空写真、字図と重なって誤差も承知されていないような市民の方が、それを基に境界問題を持ち出してトラブルになったという事例がございます。つきましては、市のほうでは、それを交付することによりまして生じることの内容なトラブルを防止するために、交付を行っておりません。

また、今後も今のところは交付する予定もございません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

すみません、3回目ですので、再度再度、一般質問のようになりますけれども、やはりデータはある、それで出すことはできるということであれば、そこら辺の市民サービスと——いろんなほかの自治体がやっていないかという、やっているところはあるわけですね、実際。じゃ、どういうふうにしてやっておられるのか、問題が発生していないのかぐらいは勉強していただいて、市民サービスの向上につながるのであれば、やっていただきたいということだけ要望しておきます。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

今回、航空写真を撮影する10市町のうち、航空写真を提供している市町は2市町というふうに記憶をいたしております。

交付をしている市町が少数であるのは、やはりこういったトラブルを防ぐためのものではございますが、議員御要望のとおり、再度検討はいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、2款．総務費、3項．戸籍住民基本台帳費、事項別明細書122ページから124ページまでについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目．戸籍住民基本台帳費について発言を許可します。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

私からは、コンビニ交付サービス実施ということで、13節．使用料及び賃借料、18節．負担金、補助及び交付金、両方ともここに上げておりますサービスの内容と詳細の説明。そして、18節．負担金のほうが、予算額の積算等、詳細を伺う、この2つをお答えください。お願いします。

○議長（辻 浩一君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

コンビニ交付サービス実施における使用料及び賃借料の316万8,000円の内容につきましては、3件の利用料の合計でございます。コンビニ交付サービス利用料と、ASPサービス利用料、それと、中継サーバーASP利用料の3つでございます。

まず、コンビニ交付サービス利用料として、月額18万5,000円に消費税の十二月分で244万

2,000円。これは、コンビニ交付システムを利用するに当たってのサービス利用料になります。

次に、ASPサービス利用料として、月額4万円の消費税の十二月分で52万8,000円。これは、現在、杵藤広域電算センターで使用しております住民基本台帳の基幹システムであります、RKKCSの総合行政システムとコンビニ交付システムとの情報連携の費用になります。

最後に、中継サーバーASP利用料として、月額1万5,000円に消費税の十二月分で19万8,000円。これは、コンビニ交付システムと連携する際に必要となる中継サーバーをRKKCSデータセンターに構築している分の利用料となります。

18節. 負担金、補助金及び交付金の221万9,000円につきましては、地方公共団体情報システム機構への運営負担金となっております。運営負担金は、市町の人口規模によって決められておりまして、人口5万人未満の市につきましては、税込み221万8,741円となっておりますので、この積算となっております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

御丁寧にありがとうございます。分かりました。

このコンビニ交付サービスの使用料及び賃借料というのは、契約料として上がっているということでもいいんですよね。利用料として上がっているけど、1つだけ聞きたいのが、両方ともそうなんですけど、コンビニから契約するに当たって、ここの金額は必ず、毎月、毎年かかるという基礎的な金額ということで理解をされているのかですね。

また、1つだけ疑問に思ったのが、仮に利用者が増えた場合とかというのは、この金額というのはまた膨れ上がるのか、そこだけお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

先ほど申されたとおり、毎月この金額がかかると考えていただいて結構です。

それと、利用者が増えた場合にこの金額が増えるかということですが、利用者が増えたからといってこの金額が増えるわけではありません。1枚につき117円委託手数料というのがかかりますが、利用者が増えた場合は、その117円がずっと増えていく形になります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

その利用者が増えた場合の負担というのは、利用者の方が支払うじゃなくて、市が負担するということでもいいんですか。

○議長（辻 浩一君）

市民課長。

○市民課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

利用者が増えた場合には、コンビニで支払われる方、その利用者の方は250円の手数料を支払われることには変わりはないのですが、1通につき117円の手数料がずっとかかってくるということがございます。市が負担します。（「分かりました、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

それでは、質疑を終わります。

次に、2款．総務費、4項．選挙費から、同じく2款．総務費、6項．監査委員費までを一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで2款．総務費、4項．選挙費から、同じく2款．総務費、6項．監査委員費までの質疑を終わります。

次に、3款．民生費、1項．社会福祉費、事項別明細書134ページから145ページまでについて質疑を行います。

質疑の通告があります。1目．社会福祉総務費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、質問をいたします。

136ページの14節．工事請負費に福祉ゾーン整備補修ということで134万2,000円の計上がありますが、福祉ゾーンとは具体的にどこを指すのか、教えていただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

福祉ゾーンの場所ということですが、嬉野高校の裏というか、北側に社会福祉法人助成会がありますが、その辺り一帯を福祉ゾーンといいます。その他の施設としましては、このめの里、市営住宅があり、広さは10万8,000平米程度の広さがあります。

嬉野高校のほうから助成会のほうに上って行って、左手に助成会、このめの里、市営住宅、その道を真っすぐ行きますと行き止まりになっているんですが、助成会からその辺りまでを

福祉ゾーンとっております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。合同常任委員会の説明では、この予算計上に関しては福祉ゾーンに係る一部土地か定かじゃないんですけど、かぶり木等々の除去に関わるというところで説明を受けたんですけども、具体的にどこがどうなったのかということと、先ほどの課長の答弁の中で、具体的に福祉ゾーンの説明をされているんですけども、日頃の管理はどうされているのかというところでお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

まず、合同常任委員会のときに説明いたしましたかぶり木の伐採工事の件ですが、福祉ゾーンの、場所からいいますと一番奥の市営住宅のある北西のところに林があります。その部分も福祉ゾーンの一部なんですけど、そこと民地との間のところが民地のほうにかぶりがありまして御迷惑をかけているようですので、その分について50本ほど伐採作業を考えております。

それと、福祉ゾーンの管理なんですけど、その分につきましては、例えば、草むしりとか、その部分については、このめの里さんのほうにお願いをしているところであります。

以上になります。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

それでは次に、事項別明細書136ページ、2目、障がい者福祉費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、138ページ、2目、障がい者福祉費の18節の負担金、補助及び交付金の負担金に関してお尋ねをします。

地域生活支援事業（手話奉仕員養成研修）11万6,000円が計上されています。令和3年度の当初予算では委託料の項目で計上されていましたが、今年度、負担金で計上されていらっしゃるという理由をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

手話奉仕員養成研修は、杵島、藤津、3市4町で合同で開催をしております。令和3年度におきましては、嬉野市が委託料を払って開催をし、他6市町から負担金をもらう立場でありましたが、来年度に関しては大町町が開催当番町になり、嬉野市は負担金を払う立場になります。そういうことから、次年度は負担金を計上しております。

ちなみに、今年度、嬉野市が開催当番だったんですけども、コロナ禍によりまして、全47回の研修は難しいと判断しまして、今年は昨年鹿島市の開催中止に続きまして中止をしております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、当番の担当地区になるかならないかによって、予算計上の項目が変わるという解釈で理解しました。分かりました。ありがとうございます。

先ほど、課長の答弁の中で、研修会の開催等々に関して若干触れられたと思いますけれども、令和4年度のこの研修会等の開催はもちろん予定されていると思いますが、そういう中で場所及び回数等、もし決まっていれば教えていただけたらと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

来年度につきましては、大町町が当番の町になります。この分につきましては、研修としては47回と決まっております。今年のようにコロナ禍などが問題なければ、大町町のほうで開催をされると思っております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

最後の質問になりますが、嬉野市においては手話言語条例を掲げているということで、この手話の奉仕員の人数というのが具体的にどれくらいいらっしゃって、それをまた増やしていかなければならない状況なのかなと私は思うんですけども、そういう取組に関してはどのように考えられているのか、また、行われているのか、最後に教えていただきたいと思っております。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

嬉野市においての手話の奉仕員の人数に関しては、すみません、把握しておりません。

嬉野市には、聞いたところでは2つの手話の団体が活躍をされております。今回も、今年、手話の研修が嬉野市である予定だったんですけれども、当初はその辺の団体にもお話をさせていただいたところでもあります。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書139ページ、3目。老人福祉費について順次発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

すみません、議長、確認ですけれども、3目。老人福祉費の12節。委託料で緊急通報システムを上げていますが、これで3回質問できるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

はい。

○6番（諸上栄大君）続

それではまず、予算書が141ページです。12節の委託料、緊急通報システム313万5,000円計上になりますが、令和3年度当初予算額より増額計上の理由をまず伺いたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

緊急通報体制整備事業につきましては、現委託業者との5年間の契約期間が今年度、令和3年度で満了いたします。

令和4年度については、入札によりまして契約の更新が必要となりますけれども、入札時の仕様としまして、これまで備品購入費で対応していた緊急通報の機器関連の費用を、委託料込みとすることから月当たりの単価が上がるため、令和4年度の予算が上がることとなります。

機器に関する費用なんですけれども、委託料に込みとすることによりまして、機器の耐用年数経過とか、電波法の改正に伴う、まとめて備品購入とかをする必要とか、故障があったときの修繕費だとか、そういう必要がなくなるというメリットがあります。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

分かりました。

2点目の質問として、この分に関してなんですけれども、利用者からの利用負担の中に、新設の際の利用負担というところであったかと思いますが、まだこの分は継続して今後も徴収される予定で考えられているかどうか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

以前から新規加入があったときに設置料として1万1,000円という費用が、生活保護世帯以外にはかかっておりました。その分について検討しました。それで、令和4年度の入札がもう既に2月に終わっております。新しく契約する予定の業者とその辺は検討をいたしました。その設置の金額に関しては、半額程度で何とかお願いできるという形にはなりそうです。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

先ほど課長の答弁の中で、今までは1万1,000円新規の設置料として徴収していたものが、恐らくその金額よりも半額程度減額になるというような状況で理解していいということで、分かりました。

これは決算のほうの指摘事項のほうにも、新設の際の費用負担の軽減を図るべきであるというような指摘事項も上がっておりましたので、今後、委託料が上がったことによって、またそれがどうなのかなと気になったので、お尋ねしたところです。

そういうふうな配慮をしていただいて、設置数の増加に努めていただけたらなと思っておりますので、また引き続き積極的な広報をお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

嬉野市は、一人暮らしの高齢者の比率が結構多いまちだと聞いております。ですので、この緊急通報システムという事業は、かなり重要な事業になりますので、このまま推し進めるような形でいきたいと思っております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

次に、山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

3目、老人福祉費、12節、委託料、中核機関コーディネート機能強化事業の300万円です。これについて御説明をお願いいたします。どういう仕事内容かということと、この予算を計上するに当たり、令和3年度からの事業の成果をどのように分析して反映させておられるのか。また、委託先が分かれば、選定はどのようにされているのか、教えてください。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

この事業につきましては、今年度から社会福祉協議会に委託をし、権利擁護センターとしてスタートしている事業になります。成年貢献に関する相談、制度の周知、広報、成年貢献制度の利用促進、後見人の支援を行っております。

成年貢献制度の権利擁護に関する相談も受けておりますが、本年度に関してはスタートということに当たりまして、まずは制度や相談窓口の周知のため、パンフレットの作成や相談窓口等への広報などを行いました。

具体的には、障がい高齢者関係の相談窓口、あと病院とか、地域包括支援センターだとか、居宅支援事業所、また、市内の金融機関などへ広報を行いました。

また、協議会を立ち上げまして、関連業者であります、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の専門職団体に委員として入っていただきまして、今後のセンターのあり方などについて検討を行っていくようにしております。

来年度におきましても、引き続き社会福祉協議会に委託を行っていく予定ですが、来年度に関しましては、近隣市町とどう連携していくのかということも含めたところで実施をする予定になっております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

分かりました。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

そしたら諸上議員、介護予防事業。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、介護予防事業に関してお尋ねをします。

主要な事業の説明書は55ページに載っていますので、それと併用してお尋ねしたいと思い

ます。

まず1点目としては、報償費、講師謝金についての計上がありますけれども、開催回数とか内容、講師の人数等をまず伺いたいと思います。

それと2点目、12節. 委託料の介護予防教室、通所型サービスCという表記がありますけれども、その内容と、どのような事業所への委託を想定しているのか。

また、主要な事業の説明書の一番下のほうの、その他参考となる事項、計算式がありますけれども、その内容の詳細説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

まず、講師謝金の34万8,000円の説明になります。

まず、この分につきましては出前講座等の事業になっております。詳細については、まず、老人クラブ等の市内の高齢者団体から依頼があった場合とかに専門職の者が出向きまして、健康講話や3B体操などを実施する事業になっております。

講師の人数につきましては、参加者の人数によりますが、1教室当たり一、二名程度を考えております。開催については、出前講座と3B体操、合わせて30回を予定しております。

次に、主要な事業の説明書の下にあります通所型サービスCの説明になります。

通所型サービスCの内容につきましては、来年度から新規で事業委託をする事業になります。具体的には、専門的な知識を持った理学療法士等の指導の下、トレーニング器具を活用した運動機能向上プログラムを週一、二回通いながら、3か月程度の短期集中で介護予防を実施いたします。

委託する業者については、この業務に適合する業者としてリハプライド嬉野を予定しております。

令和4年度につきましては初年度でありますため、ワンクール10人程度の実施を予定しております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

この、その他参考となる事項の中で、通所型サービスCというのは、一般的に言われるパワーリハビリを行うというような状況で私もイメージしているんですけども、そういう中で、ここに1回5,580円というのが何なのかということと、ワンクール10人と選定されていますけれども、この10人の選定方法というのをどのように考えられているのか。

もう一点は、介護予防の要支援1、2の方に対して作成する介護予防計画書の中に位置づけて実施していく事業なのか、それともそのまま希望者等々を選定して行うのか、その辺をどのように考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

まず、数式にあります5,580円という金額なんですが、この分が講師等に市が支払う委託料になります。

それと、まずその集め方については、市報等で募集するほか、地域包括のケアマネなどに紹介していただく形を考えております。

最後に言われた3つ目の件については、調べてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。後で御説明します。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

これはどこの市町でも取組をされていらっしゃるような状況かとは思いますが、その内容によって、地域包括支援センターで作成される介護予防プランと言われるところに位置づけて利用者のサービス提供としてされている自治体もありますので、嬉野市としての考え方がどうなのかということが気になったので、お尋ねしました。

最終的に、3か月から6か月のリハビリ、筋力、運動機能向上に対してのプログラムを遂行していくという事業なわけなんですけれども、最終的に運動機能がどうやって向上したのか否かという評価というところも大事になってくると思いますので、そういったところまで踏まえて専門の理学療法士等々にお願いをするのか否か、考え方を最後に聞きたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

福祉課長。

○福祉課長（三根伸二君）

お答えします。

このリハプライド嬉野にお願いします通所型サービスCの事業ですけれども、主には筋力増加ということがありますので、その効果検証につきましてもお願いをしていく予定であります。

以上になります。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

お諮りします。議案質疑の途中ではございますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。

午後 4 時44分 延会